

会津国有林の地域別の森林計画書

(会津森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

関東森林管理局

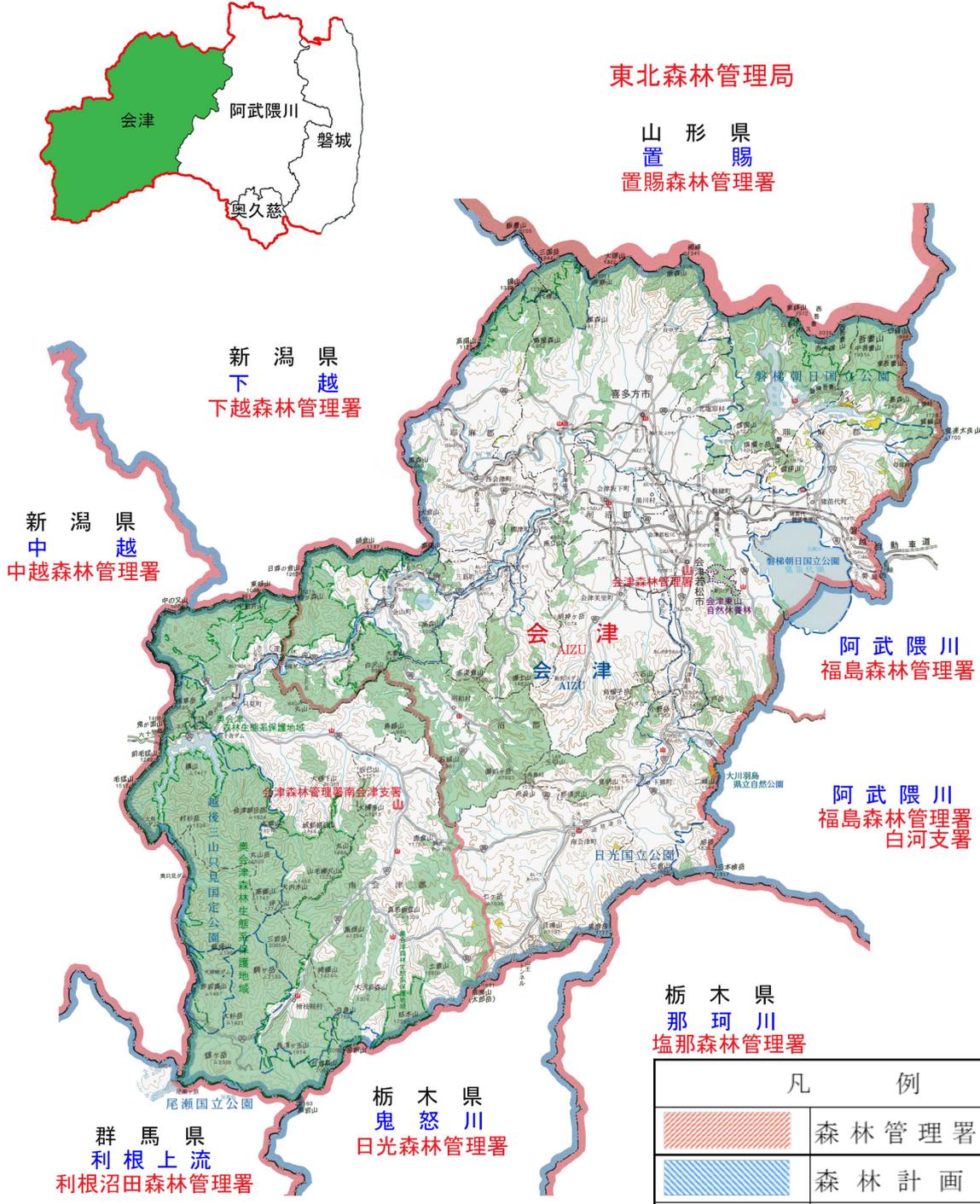
会津国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、会津森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

会津森林計画区の位置図



凡 例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国 有 林
	官行造林地
	森林管理署等
	森 林 事 務 所

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	8

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
（1）森林の整備及び保全の目標	10
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	15
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
（2）立木の標準伐期齢	17
（3）その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	18
（1）人工造林に関する事項	18
（2）天然更新に関する事項	19
（3）その他必要な事項	20
3 間伐及び保育に関する事項	21
（1）間伐の標準的な方法	21
（2）保育の標準的な方法	22
（3）その他必要な事項	22
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	23
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
（2）その他必要な事項	25
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	26
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	26
（3）林産物の搬出方法等	27
（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	27
（5）その他必要な事項	27
6 森林施業の合理化に関する事項	28
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	28
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	28
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	28

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	28
(5) その他必要な事項	28
第4 森林の保全に関する事項	29
1 森林の土地の保全に関する事項	29
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	29
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	32
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	33
(4) その他必要な事項	33
2 保安施設に関する事項	34
(1) 保安林の整備に関する方針	34
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	34
(3) 治山事業の実施に関する方針	34
(4) その他必要な事項	34
3 鳥獣害の防止に関する事項	35
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	35
(2) その他必要な事項	35
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	36
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	36
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	36
(3) 林野火災の予防の方針	36
(4) その他必要な事項	36
第5 計画量等	37
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	37
2 間伐面積	37
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	37
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	38
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	43
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	43
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3) 実施すべき治山事業の数量	45
第6 その他必要な事項	46
1 保安林その他制限林の施業方法	46
2 その他必要な事項	56
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	57
別表2 鳥獣害防止森林区域	79
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	80
別表4 指定施業要件における伐採の方法	82
別表5 自然公園区域内における森林の施業	84
別表6 砂防指定地等の森林の施業	85

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、福島県の西部に位置し、阿賀野川流域に属している。東は阿武隈川森林計画区、西は新潟県の中越及び下越森林計画区、北は山形県の置賜森林計画区、南は栃木県の那珂川及び鬼怒川森林計画区にそれぞれ接し、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡一円の2市11町4村を包括している。

当計画区の総面積は、542千haで福島県面積の39%を占めている。森林面積は446千haで、うち国有林は205千haであり、森林面積の46%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、北部の山形県境をなす飯豊連峰から吾妻連峰への主稜線が連なり、東部は安達太良山系を経て那須岳北方へ至り、南部の栃木県境をなす帝釈山地、西部は新潟県境をなす越後山脈が連なっており、計画区の四方が2,000m級の山々に囲まれている。

主な山岳には、会津地方のシンボルである磐梯山(1,816m)をはじめ、飯豊連峰の三国岳(1,644m)、吾妻連峰の西吾妻山(2,035m)及び東吾妻山(1,975m)、安達太良山系の鬼面山(1,482m)及び箕輪山(1,728m)、帝釈山地を代表する帝釈山(2,060m)、東北地方最高峰である燧ヶ岳(2,356m)、会津駒ヶ岳(2,133m)、越後山脈の浅草岳(1,585m)等がある。

越後山脈は一般に急峻で、雪崩により表土が削られ基岩が露出し、岩石地や灌木地となっているところが多く、特異な景観を呈している。

南部の帝釈山地、北部の飯豊連峰から東の主稜線にかけては、中腹以上が急傾斜となっている地形が多い。

吾妻連峰及び安達太良山系周辺は火山地形となっており、燧ヶ岳の南側には噴火によりせき止められてできた尾瀬沼や尾瀬ヶ原、磐梯山周辺には同じく噴火によりせき止められてできた猪苗代湖、桧原湖及び小野川湖等多くの湖沼や貴重な湿原が多数形成されている。

(イ) 水系

当計画区の水系は、いずれも阿賀野川流域に属し、吾妻連峰、安達太良山系を水源とする河川は猪苗代湖に注ぎ、猪苗代湖より流れ出る日橋川は、磐梯火山群に端を発する大塩川と合流し阿賀川(大川)に至る。

阿賀川は荒海山(帝釈山地)に源を発し各支流を集めて会津盆地を北上し喜多方市で只見川と合流する。

只見川は尾瀬ヶ原一帯を水源とし、北上して奥只見湖、田子倉湖を経て北東に向きを変

え、伊南川、叶津川、蒲生川等の諸川を集めて阿賀川との合流点で阿賀野川となる。その後、阿賀野川は西流し、新潟県境付近で飯豊連峰を水源とする奥川おくがわを加えて新潟県を貫流し日本海へ注いでいる。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の北西部一帯は花崗岩類が広く分布し、その南部に位置する鳥屋森山とやもりやま周辺は、中・古生層が分布する。南西部の会津駒ヶ岳一帯より高幽山たかゆうやま、丸山岳まるやまだけ、猿倉山さるくらやまを結ぶ南北の山系には檜枝岐層ひのえまたといわれる隆起した古生層が広大な面積にわたって分布し、それを貫いて窓明山まどあけやま及び奥只見付近には新期花崗岩及び安山岩が出現する。

檜枝岐川上流の燧ヶ岳より黒岩山くろいわやまにかけては新期安山岩類、帝釈山付近より荒海山にかけては新期花崗岩や石英粗面岩が大部分を占め、一部古生層が介在する。

吾妻連峰と磐梯山周辺は安山岩類が広く分布し、一部は新期火山砕屑物で覆われている。

奥羽山脈の分峰である大塚山だいづかやま、飯森山いもりやまから檜原峠に至る一帯は、新第三紀の下部層及び中部層が東西に分布し、一部安山岩類が混在している。会津山地は安山岩類が大半を占めているが、背炙山せあぶりやま周辺は節理が発達した石英安山岩が出現し、溶岩や第三紀の凝灰岩も出現している。

火山砕屑物の堆積地や急峻な地形では、土砂の崩壊、流出等の危険が高いことから、国土保全に十分配慮することが求められている。

(イ) 土壌

当計画区は褐色森林土が大部分を占め、そのほか暗色系褐色森林土、表層グライ化褐色森林土、ポドゾル、黒色土等の成熟土壌が分布し、また、傾斜地には受蝕土が散見される。

褐色森林土は標高1,300m以下の地帯に広く分布する。暗色系褐色森林土は、褐色森林土の分布域の上部に分布している。表層グライ化褐色森林土は、平坦地や緩斜地凹部の土層が重粘で堅くカベ状を呈する箇所に出現する。ポドゾルは、乾性ポドゾルが標高350m前後から尾根筋に線上に出現する。湿性ポドゾルは腐植型と鉄型が分布し、腐植型は標高1,500m以上の山体の中腹から稜線に、鉄型は遅くまで雪の残る緩斜地凹部や平坦地などの標高600m前後からみられ、高標高の山頂緩斜面には広く出現するようになる。黒色土は主に沼沢湖周辺及び丘陵地に出現し、各地の低地にわずかに分布する。受蝕土は、雪の移動によって表層が剥離された土層の浅い土壌で傾斜30度以上のところに多くみられる。

一般的に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、地下停滞水の影響を受けるグライ土壌やポドゾルでは、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、日本海型気候に属し、年間降水量は会津盆地の平坦部では1,500mm以下であるが、山岳部では2,000mmを超える。また、新潟県に接する西部では積雪量が多く、我が国有数の豪雪地帯となっている。只見地区においては積雪5mに及ぶところもあり、山

岳地帯にあつては8月頃まで残雪が見られる。東部に移るにしたがつて積雪量は少なくなり、会津盆地の平坦部では1～2mとなっている。

年平均気温は、平坦部で10～12℃前後、山間部では8～9℃を観測しているが、吾妻・安達太良の火山群では6℃と極端に低い。

エ 森林の概況

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約26千haで立木地面積の約15%を占め、樹種別にはスギ36%、カラマツ35%、アカマツ10%、その他19%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20年生)が1%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40年生)が11%、Ⅸ齢級以上(41年生～)が88%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

スギは標高1,000m以下の沢沿いに植栽され、生育は中庸であるが、雪害等により生育不良となっている造林地も見られる。

カラマツは、スギ、アカマツの導入が困難な箇所植栽されたものが多く、生育は中庸であるが、雪害を受けた箇所や、一部吾妻連峰の高標高地で生育不良の箇所も見られる。

アカマツの造林地は間伐適齢期の林分が大部分を占め、生育は一般に中庸であるが、多雪地帯を中心に生育不良地も見受けられる。

人工林の生育状況は全般的に中庸であるが、気象害の影響を受けているほか、近年ではスギ造林地においてツキノワグマの樹皮剥ぎの被害も見受けられる。

これら人工林のうち、良質な木材の生産が困難な林分についても、国土保全、水源涵養機能の維持・向上のため健全な森林状態を維持することが求められている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約151千haで立木地面積の約85%を占めている。天然林の分布状況をみると、ブナ・ミズナラを主体とした林分は、計画区のほぼ全域にわたっており、尾根筋にはヒメコマツ、ネズコなどが混生している箇所も見られる。また、帝釈山地等の標高の高い地域にはアオモリトドマツ等の亜高山性針葉樹が生育している。

会津盆地周辺の丘陵地帯の中腹以下にはクリ・コナラ林、中腹以上にはアカマツ林が発達し、その生育は良好である。集落の周辺は、アカマツ、クリ、コナラで占められ、早くから薪炭林施業が行われ、中小径木を主体とする二次林となっているところが多い。また、喜多方市の鳥屋森山一帯に「飯豊スギ」、金山町の三条地区に「本名スギ」と呼ばれる天然スギが分布している。

近年、カシノナガキイムシによるナラ枯れ被害が見受けられるが、これら天然林は、野生生物の重要な生育・生息地でもあることから、その維持・保全が重要である。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、福島県人口の14%に当たる253千人(令和3年7月1日現在)で、年々減少傾向にある。

就業者人口は、約137千人となっており、産業別の就業者割合は、第1次産業が12%、第

2次産業が26%、第3次産業が60%（産業の分類不能が2%）となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積542千haのうち、森林は82%（446千ha）を占めており、災害の防止、水源の涵養、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において、極めて重要な位置を占めている。また、農耕地が6%、その他が12%となっている。

ウ 交通網

交通網は、JR磐越西線と磐越自動車道が会津地方を東西に貫き、東の郡山市では東北新幹線、東北自動車道と、西の新潟市では上越新幹線、北陸自動車道とそれぞれつながり、首都圏への高速交通体系が確保されている。

会津若松市からは、JR只見線が只見川流域に、会津鉄道、野岩鉄道会津鬼怒川線が南会津方面につながっている。

また、いわき市から続く国道49号線が会津地方を東西に貫き新潟県へとつながり、さらに、国道115号線が福島市に、国道118号線・121号線が南北に福島県中通地方や栃木県、山形県につながり、地域産業や経済の連携に重要な役割を果たしている。その他主要国道等が縦横に連結している。

エ 地域産業の概況

第1次産業は、稲作を中心に野菜、薬用人参等の生産が行われ、南会津地域ではトマト、グリーンアスパラガス等の野菜、リンドウ等の花きの栽培が行われている。林業については素材生産のほか、山菜、きのこの生産も盛んである。

第2次産業は、会津地域では製造業が中心であり、地域内事業所の約1割が木材関連産業となっている。また、会津若松市を中心に伝統的な会津漆器の生産が行われている。

第3次産業は、尾瀬や裏磐梯等の優れた自然環境を活かした観光関連産業の比重が高く、積雪を利用したスキー場、森林の空間を利用したレクリエーション施設等が整備されており、観光産業の一層の発展が期待されている。

計画区内総生産額に対する産業別の割合は、第1次産業が3%、第2次産業が25%、第3次産業は72%となっている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の民有林における森林の保有規模は5ha未満が大半であり、経営規模は零細である。

森林組合は6組合で、造林、保育、生産、販売等の事業を通じて地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

素材生産については、令和元年度の実績で県内生産の約19%にあたる176千 m^3 を当計画区において生産している。また、特用林産物では、なめこ、生しいたけ等きのこ類、木炭、山菜などを生産している。これら林業の生産額がすべての産業の総生産額に占める割合は、県平均に比して高く、特に南会津地域で高くなっている。

木材関連産業については製材工場が複数操業しているが、中小企業が主体となっている。このほかチップ工場等がある。

木材の需給状況については、地域内生産材を主体とする国産材の占める比率が高く、国産材主導の木材産業が展開しており、このような需給構造の中で、今後は国有林と民有林関係者が連携して木材の有効活用・木材自給率の向上に向けて取り組んでいくことが求められている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成29年度～令和3年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和3年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、契約相手方の意向により契約の延長を行ったこと等から、計画を下回った。

間伐は、計画した林分の生育状況を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、伐採量、間伐面積ともに計画量を下回った。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	280,294	214,045 (3,450)	135,200	162,711 (1,647)

（2）人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林により更新を計画したが、主伐実行状況を反映して今期計画期間で行うこととしたため、人工造林の実行面積は計画より下回った。

また、天然更新については、稚幼樹の生育状況等からみて経過等を要する箇所もあり、計画量を下回った。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	345	145	159	47

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、既設の林道等を活用しながら開設箇所を検討したことから、計画を大きく下回る結果となった。

改良については、集中豪雨による被災箇所や、老朽化が著しく緊急性の高い路線について実施したため、計画を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	35,850	37	1,925	8
うち林業専用道	35,850	3	1,925	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための本数調整伐、災害箇所の復旧を行うための溪間工、山腹工を計画したが、緊急性の高い地区を優先したため計画を下回る結果となった。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	183	—	17	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、木材需要が増加する中、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	204,951.41	
市町村別内訳	会津若松市	5,692.41 会津森林管理署
	喜多方市	14,304.98 //
	下郷町	6,169.69 //
	檜枝岐村	36,302.88 会津森林管理署南会津支署
	只見町	49,128.88 //
	南会津町	24,872.87 会津森林管理署及び会津森林管理署南会津支署
	北塩原村	13,464.99 会津森林管理署
	西会津町	5,107.72 //
	磐梯町	427.91 //
	猪苗代町	11,351.67 //
	会津坂下町	568.95 //
	柳津町	3,553.41 //
	三島町	1,468.43 //
	金山町	16,862.87 //
	昭和村	14,510.87 //
会津美里町	1,162.88 //	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、会津森林管理署及び会津森林管理署南会津支署（ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分）とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

ク 地球環境保全機能

二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮するもの

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、放射性物質の影響等にも配慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用する。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌

保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、治山ダムや土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

区 分		現 況	単位 面積 : ha
			計画期末
面 積	育成単層林	23,282.39	22,321.11
	育成複層林	8,796.39	9,144.20
	天然生林	145,172.48	145,172.48
森林蓄積 m ³ /ha		142	147

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和3年3月31日現在の数値である。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

- 2 その他必要な事項
特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の

特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特長等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広 葉 樹 (用材)	広 葉 樹 (その他)
全 域	4 5	4 5	4 5	5 5	1 5	6 5	2 0

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してから概ね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図る。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘察しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件等を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したとき。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査の結果、更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図る。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

- (3) その他必要な事項
 特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

なお、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	35	45	(55)	(65)	○風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○間伐率は、おおむね20～35%とする。
アカマツ	35	45	(55)	(65)	
カラマツ	30	40	(50)	(65)	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
スギ	下刈	←————→																		
	つる切					←————→				△			△							
	除伐					←————→						△			△					△
アカマツ カラマツ	下刈	←————→																		
	つる切					←————→				△			△							
	除伐					←————→						△			△					

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行う。
 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能（生物多様性保全を含む）の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

<p>① 水源涵養機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推奨</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気 象</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
<p>② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>(イ) 地 質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破砕帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地から成っている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所
<p>③ 快適環境形成機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心</p>

	<p>とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	<p>次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（(エ)については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

注：②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化等を踏まえつつ、森林の利用形態や、地形、地質、傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業等の視点を踏まえ、整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	157	511
うち林業専用道	7	7

(注) 現状については、令和3年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形、地質、土質等に応じた集材方法及び使用機械を選定するなど、適切な作業システムを選択することとする。

特に急傾斜その他の地形、地質、土質等の条件が悪く、土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所においては、架線集材も考慮するなど、地表を極力損傷しないよう十分配慮することとする。

集材路・土場の作設の際は、それらの配置が林地の保全に配慮したものとするとともに、法面を丸太組みで補強するなどの十分な対策を講じることとする。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(5) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業事業者の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業者の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携した安定供給システム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域 (林班)			(該当する保安林種等)	
会津若松市	(8、10～15)、16、(17、22)、 23～25、(30、32)、33～40、 78	3,928.04	水源の涵養 土砂流出の防備 干害の防備 なだれの危険防止	水かん	3,718.47
	土流			170.59	
				干害	21.57
				なだれ	10.99
				砂防	4.65
	計				
喜多方市	(318～320)、321、 (324～326)、327～330、 (331、332)、333、(334～ 337、339～342、344～347、 349)、351～363、(364、366、 368～371)、372、388、 (397)	8,228.77	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備 なだれの危険防止	水かん	6,635.13
	土流			1,103.53	
				土崩	48.14
				干害	71.80
				なだれ	65.78
				砂防	4.52
	計				
下郷町	(41、42)、47、48、(49)、 50、51、(53)、54～56、 (57～61、63、64、67)、71	2,445.11	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	1,055.84
	土流			1,388.81	
				砂防	320.99
	計				
檜枝岐村	1035、(1036)、1037～1042、 (1043)、1044～1048、1059 ～1062、(1063)、1101、 1102、(1103)、1104、 (1105)、1106～1110-2、 (1110-3)、1110-4～1110-9	36,152.63	水源の涵養 土砂流出の防備 なだれの危険防止	水かん	34,352.07
	土流			1,792.04	
				なだれ	8.00
				砂防	29.22
	計				

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	区域(林班)			(該当する保安林種等)	
只見町	1001、1002、(1003～1004、1064)、1065、(1111～1113)、1114～1117、(1118、1120、1121)、1122、(1123～1126)、1127、(1128～1131)、1132～1134、(1135)、1136、(1137)、1138、1139、(1140)、1141、1142、(1143)、1144	47,529.29	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	23,132.66
	土流			24,247.08	
	計			砂防	8.78
南会津町	73～75、81 (1005～1015-1)、1015-2、1016、(1017)、1018、(1019～1022、1024～1026)、1029、1030、(1031～1034)、1049、(1050、1052)、1053～1055、(1056)、1057、1058、(1066)	19,674.21	水源の涵養 土砂流出の防備 干害の防備	水かん	14,426.97
	[田島]			(1)	土流
	[舘岩]	(7)		干害	52.55
	計			砂防	38.94
北塩原村	(373～375)、376、377、(378)、379、380、(383)、406～409、(410)、411、412、(413)、414、418、420、421、(422)、423～432、(433、434)、435、436、(437)、438～445、(446、448、456)、457、(458)、459、(460、461、463～465)	8,936.52	水源の涵養	水かん	8,871.40
	計				砂防

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域 (林班)			(該当する保安林種等)	
西 会 津 町 [大久保]	(301~308)、309~312、 317、(392、393)、395	2,299.99	水源の涵養 土砂流出の防備 なだれの危険防止	水かん	1,731.59
	(1)			土流	491.67
	計			なだれ	21.07
				砂防	3.24
磐 梯 町	105、(390)	337.21	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	115.27
	計			土流	221.94
猪 苗 代 町	(101~104)、166~170、 176~182、(183)、185、 (186、192~194)、195、 (196~200)	6,206.50	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	5,871.93
	計			土流	332.19
				砂防	6.03
会津坂下町	(510)	49.01	水源の涵養	水かん	49.01
	計				
柳 津 町	(506~509、521、534、536 ~538、651)	120.79	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備 なだれの危険防止	土流	20.98
	計			土崩	39.77
				干害	39.92
				なだれ	43.82
				砂防	9.49
三 島 町	(543、544)、546、649、(650)	833.64	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 なだれの危険防止	水かん	445.65
	計			土流	338.97
				土崩	39.61
				なだれ	9.41
金 山 町	(547、548)、549、(550)、 551、552、555、556、609~ 626、(627)、628~639、 (640)、641~647、(648)	16,465.56	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備 なだれの危険防止	水かん	7,684.54
	計			土流	8,569.42
				土崩	42.69
				干害	7.26
				なだれ	161.42
				砂防	2.34

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	区域(林班)			(該当する保安林種等)	
昭和村	525～528、(529、530)、531、 532、(533)、553、554、557、 (558～560)、561、(562、 563)、564～566、(567、 568)、569、(570)、571、 (572)、573～576、(577)、 578～583、(584～592)、 593、594、(595)、596、597、 (598)、599～603、(604)、 605～608	14,127.21	水源の涵養 土砂流出の防備 干害の防備	水かん	11,879.68
				土流	2,130.13
				干害	82.61
				砂防	6.16
	計				
会津美里町 〔荻窪〕	72、(512)、513、(514～519) (2)	930.65	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備 なだれの危険防止	水かん	810.22
				土流	79.58
				土崩	2.64
				干害	38.21
				なだれ	2.64
				砂防	0.82
	計				
総数		168,252.42			

- (注) 1 市町村欄の〔 〕は官行造林地である。
 2 区域欄の数字は林班で、()書は林班の一部であることを示す。
 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略称	該当する保安林種等
水かん	水源かん養保安林
土流	土砂流出防備保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林
干害	干害防備保安林
なだれ	なだれ防止保安林
砂防	砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する立場に
立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存

度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びに防護柵等の設置及び維持管理、センサーカメラによる森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害については増加傾向にあることから、関係機関及び民有林関係者と情報共有を行い、早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合には民有林と連携して防除対策を講ずる。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、必要に応じて3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林は、ツキノワグマの生息密度が高く、剥皮等の被害が発生していることから、樹幹の被覆等の剥皮対策を講ずるとともに、被害の拡大防止のため、関係機関等と連絡し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害予防対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、関係機関等と連携して、効果的な被害対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進する。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、風等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	953	882	71	511	452	58	442	430	13
うち前半 5 年 分	525	484	42	326	290	36	199	194	6

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	6,286
うち前半5年分	2,731

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,219	502
うち前半5年分	479	188

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 凶 番 号	備 考 林 班
開設	総 数			68 路線	149,119		67,459		
	自 動 車 道	林 業 専 用 道	会津若松市	不動川支線	700	96	—	1	6
				不動川	1,100	191	—	2	7 外
				不動川 (背焙山)	2,900	100	—	3	12 外
				不動川 (背焙山支線)	3,400	121	—	4	13
				不動川 (沢山支線)	2,100	87	—	5	16 外
				三寄山	3,500	144	—	6	30
				安藤峠	1,300	38	—	7	33
			計	7 路線	15,000		—		
			喜多方市	宮古	1,500	127	—	8	320
				根小屋	3,500	221	3,500	9	363
				沼尻	1,500	102	1,500	10	367
				大楚々木 (大楚々木)	2,700	145	2,700	11	371
				牧ノ沢支線	2,000	72	2,000	12	373
				大楚々木 (萱場)	1,700	92	1,700	13	397
			計	6 路線	12,900		11,400		
			下 郷 町	雑根第二	3,400	213	3,400	14	44 外
				大沢	1,980	139	1,980	15	49 外
				戸石	2,300	228	—	16	63 外
				戸赤支線	3,100	343	3,100	17	64 外
				土羅入林道 白根沢支線	1,100	218	1,100	18	65 外
			計	5 路線	11,880		9,580		
			檜枝岐村	帝釈山	2,700	85	2,700	19	1039
			計	1 路線	2,700		2,700		
			南会津町	根岸山	1,230	49	1,230	20	1005
				杉ノ平	730	27	—	21	1005
				小屋沢	510	82	—	22	1005
				戸坂	4,200	65	—	23	1006
				赤松ヶ沢	1,300	62	1,300	24	1007

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車 道	林 業 専用道	南会津町	入深沢	1,300	24	—	25	1008
				大内沢	600	72	—	26	1009
				多々石・永 手(多々石)	5,000	99	—	27	1009
				保城川	6,400	301	6,400	28	1011
				高杖原	720	68	—	29	1011
				出小屋沢	3,600	115	3,600	30	1012
				多々石・永 手(永手)	4,100	82	—	31	1012
				恋付沢	1,100	115	—	32	1015- I
				大滝沢	590	86	—	33	1015- I
				番沢	5,400	693	—	34	1015- II
				水引	2,900	63	—	35	1019
				唐沢峠	6,900	82	—	36	1020
				高野川	2,200	232	2,200	37	1021
				小白沢	2,100	247	2,100	38	1021
				平滑沢	2,700	57	2,700	39	1022
				滝沢	890	38	890	40	1024
				小高林	1,350	138	1,350	41	1025
				川衣	1,900	52	—	42	1028
				白身山	2,300	114	2,300	43	1029
				越郷	3,700	141	—	44	1032
			小平沢	2,700	85	2,700	45	1034	
			唐沢峠林業 専用道支線	710	11	—	46	1066	
			曲沢	1,300	58	—	47	1066	
			計	28 路線	68,430		26,770		
			北塩原村	上大塩	1,300	107	1,300	48	379
				八森山	2,000	81	—	49	380
				堀田山第二	3,280	195	3,280	50	382
				雄子沢	2,000	126	2,000	51	414
				高曾根山	2,900	199	—	52	424 外
曾原(大沢)	1,800	176		—	53	450 外			
ハシギ沢	1,200	64		—	54	451			
曾原	2,000	73	—	55	451				
計	8 路線	16,480		6,580					

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車 道	林 業 専 用 道	西会津町	北久良谷	1,700	117	—	56	308
			計	1 路線	1,700		—		
			磐梯町	赤枝	2,000	306	—	57	390
			計	1 路線	2,000		—		
			猪苗代町	秋元湖岸	1,600	84	1,600	58	171
				小達沢	2,100	162	2,100	59	202
				大達沢	1,000	137	—	60	203
				大達沢第二	1,200	100	—	61	204
			計	4 路線	5,900		3,700		
			柳津町	黒沢	4,040	159	4,040	62	520
			計	1 路線	4,040		4,040		
			昭和村	里沢	1,500	82	—	63	529
				里沢支線	1,400	136	—	64	529
				三沢 (丸山)	2,500	268	—	65	530
				中の沢	729	99	729	66	563 外
			計	4 路線	6,129		729		
			会津美里町	氷玉峠	1,260	85	1,260	67	72
				氷玉峠第二	700	27	700	68	72
			計	2 路線	1,960		1,960		
			拡張	総 数			29 路線	2,863	
拡張	自動車 道 (改良)	林 道	会津若松市	布引山	100		100		22
			計	1 路線	100		100		
			喜多方市	宮古	20		—		320
				藤巻支線	40		40		328
				五枚沢	130		130		351
				黒岩	80		80		352 外
				沼尻	50		50		367
			計	5 路線	320		300		
			下郷町	戸石	20		—		63
				土羅入 白根沢支線	38		—		66
				四ツ沢	200		200		68 外
				箕喰沢	150		150		69 外
			計	4 路線	408		350		

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車 道 (改良)	林 道	檜枝岐村	実川林道	50		50		1044
				広沢林道	50		50		1105 1106
			計	2 路線	100		100		
			只見町	塩之岐	200		200		1064
			南会津町		1,200		1,200		1050
			計	1 路線	200		200		
			南会津町	多々石・永 手(永手)	50		50		1013
				赤沢	30		30		1026
				平沢	120		120		1034
			計	3 路線	1,400		1,400		
			北塩原村	上川前	20		—		375
				大塩	30		—		381
				一ノ沢 一ノ沢支線	20		—		384
			計	3 路線	70		—		
			西会津町	極入	26		—		302 外
			計	1 路線	26		—		
			猪苗代町	吾妻山 (小倉川) (小倉川支線)	10		—		184
				横向	100		—		192
			計	2 路線	110		—		
			柳津町	琵琶首	20		20		535
				居利矢麻	33		33		539
				二岐	14		—		540
			計	3 路線	67		53		
			三島町	琵琶首支線	20		20		543
			計	1 路線	20		20		
			金山町	烏帽子(白 沢)	12		12		610
			計	1 路線	12		12		
昭和村	大窪	10		10		591 外			
計	1 路線	10		10					

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車 道 (改良)	林 道	会津美里町	大貝沢	20		—		517
			計	1 路線	20		—		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	186,626.49	169,895.85	
水源涵養のための保安林	139,010.70	122,446.29	
災害防備のための保安林	47,077.31	46,911.08	
保健・風致の保存等のための保安林	1,019.16	1,019.16	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、防風、干害防備、なだれ防止、落石防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	
		市町村	区域（林班）		うち前半5年分		
指定	総数			8,007.47	1,743.83		
	水かん	計			7,885.39	1,665.86	水源の涵養
		会津若松市	5～7、18、19、30～32	1,031.82	—		
		喜多方市	324、331、336～339、342、343、347、348、385	1,430.23	251.23		
		下郷町	43～46、53、57～63、67～70	2,288.93	1,168.42		
		北塩原村	374、381、383、422、433	146.97	100.18		
		西会津町	301、303、304、315、316	825.29	—		

単位 面積：ha						
指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）		うち前半 5 年分	
指定	水かん	猪苗代町	172～175、183、184、 186、187、202	1,167.04	—	水源の涵養
		会津坂下町	505	67.20	—	
		柳津町	535、539、540	596.70	—	
		三島町	543、545	221.45	146.03	
		昭和村	530、531、567、570、 572、585	109.76	—	
	土流	計		34.70	34.70	土砂の流出の 防備
		喜多方市	343	1.91	1.91	
		北塩原村	454	30.23	30.23	
		三島町	543	2.56	2.56	
	土崩	計		44.11	—	土砂の崩壊の 防備
		北塩原村	419	44.11	—	
	落石	計		43.27	43.27	落石の防止
		会津若松市	9、10	4.05	4.05	
		喜多方市	368	12.28	12.28	
		昭和村	577	26.94	26.94	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1)に準ずる。

(注) 本表の種類欄に記載した略称は以下のとおりである。

略 称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林
土流	土砂流出防備保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林
干害	干害防備保安林
なだれ	なだれ防止保安林
保健	保健保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
会津若松市	13、15～17、24、25、32、33	8	3	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
喜多方市	341、343	2	2	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
下 郷 町	49、51、54～57、61、62、69、 70	10	5	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
檜 枝 岐 村	1035～1048、1059～1062	18	4	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
只 見 町	1001～1004、1064、1065、 1123、1124	8	2	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
南 会 津 町	1005～1022、1024～1026、 1028～1034、1049、1050、 1052～1058、1066	38	13	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
猪 苗 代 町	176	1	1	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
三 島 町	543	1	1	山 腹 工	
金 山 町	550、610、625、628、631	5	5	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
昭 和 村	527、559、563、577	4	3	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
会津美里町	72、513、517～519	5	5	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
合 計		100	44		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		120,780.43	別表3、4 のとおり	
	会津若松市	10～17、22～25、 30、33～40、78	3,718.47		砂防指定 1.94 県立特2 42.51 県立特3 74.52 県自環特 20.57 都市風致 42.36
	喜多方市	319、321、327～ 329、332～335、 337、351～363、388	6,635.13		砂防指定 1.91 国立特保 45.43 国立特2 860.28 国立特3 65.56 県自環特 35.70 史名天 0.03
	[小峠]	1			
	下郷町	47～51、54～57、 63、64	1,055.84		県立特3 40.29
	檜枝岐村	1035～1048、1059 ～1063、1101～ 1110-9	34,352.07		砂防指定 28.71 国立特保 2,650.34 国立特1 3,315.01 国立特2 8,446.33 国定特2 8,910.35 鳥獣特保 2,128.77 史名天 2,072.42
	只見町	1001～1004、1064、 1065、1111～1118、 1129～1131、1133、 1142～1144	23,132.66		砂防指定 2.52 国定特保 7,641.31 国定特1 5,158.96 国定特2 541.87 鳥獣特保 4,890.21
	南会津町	74、1005～1022、 1025、1026、 1029～1034、1050、 1054～1057、1066	14,426.97		砂防指定 19.75 国立特2 712.45 県自環特 25.60
[田島]	1				
[館岩]	7				

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
水 かん	北塩原村	373～380、383、 406～414、418、 420～446、456、 457、459、463～465	8,871.40	別表3、4 のとおり	保健林 230.63 砂防指定 7.69 国立特保 161.96 国立特1 586.59 国立特2 1,431.39 国立特3 5,161.11 鳥獣特保 1,434.22 史名天 108.13
	西会津町	301～303、305、 309～312、317、395	1,731.59		砂防指定 0.31 国立特2 335.04 国立特3 331.29
	磐梯町	390	115.27		
	猪苗代町	166～170、 176～183、185、 186、192～200	5,871.93		砂防指定 3.65 国立特保 352.38 国立特1 2,044.08 国立特2 1,326.46 国立特3 941.59 鳥獣特保 487.67 史名天 52.25
	会津坂下町	510	49.01		
	三島町	543、544、546	445.65		
	金山町	550～552、555、 556、609～619、 622～631、633、 634、636、638、639、 641～648	7,684.54		砂防指定 2.11 県自環特 24.95
	昭和村	525～533、553、 554、558～560、 562、563、565～606	11,879.68		
	会津美里町 [荻窪]	72、512～519 2	810.22		砂防指定 0.38 県自環特 15.99
土砂流出	総 数		46,064.86	別表3、4 のとおり	
	会津若松市	32、38	170.59		砂防指定 1.15 県自環特 94.90

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土砂流出	喜多方市	325、326、329～ 332、334、336、340 ～342、346、347、 364、370、372、397	1,103.53	別表3、4 のとおり	保健林	250.05
					国立特2	382.07
					国立特3	264.58
	下郷町	41、42、47～50、53、 58～61、67、71	1,388.81		砂防指定	320.53
					国立特3	373.78
					県立特2	178.39
					県立特3	89.30
	檜枝岐村	1059～1062	1,792.04		国立特保	54.38
					国立特1	387.31
					国立特2	670.09
					鳥獣特保	136.87
	只見町	1002、1065、1117、 1118、1120～1132、 1134～1141	24,247.08		砂防指定	2.84
			国定特保	3,368.41		
			国定特1	5,335.64		
			国定特3	137.59		
			鳥獣特保	1,198.94		
南会津町	73、75、81、 1024、1025、1030、 1031、1049、1050、 1052、1053、1055、 1056、1058	5,177.93	砂防指定	10.36		
			国立特保	8.56		
			国立特1	223.43		
			国立特2	102.44		
			県自環特	52.10		
西会津町	304、306、307、311、 392、393	491.67				
[大久保]	1					
磐梯町	105	221.94	国立特保	221.94		
猪苗代町	101～104、196	332.19	国立特保	222.09		
			国立特2	86.41		
柳津町	521、534、538	20.98				
三島町	649、650	338.97				
金山町	548～550、556、 609、615、619～ 621、625、626、629、 631、632、635、637、 640～645、647、648	8,569.42	県自環特	444.82		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
土砂流出	昭 和 村	557、558、561、562、 564、567、568、570、 571、589、590、 595～597、599、 606～608	2,130.13	別表3、4 のとおり	
	会津美里町	515、516、519	79.58		砂防指定 0.44
土砂崩壊	総 数		172.85	別表3、4 のとおり	
	喜多方市	324、369、371	48.14		
	柳 津 町	521	39.77		雪崩防止 39.77
	三 島 町	546	39.61		
	金 山 町	547	42.69		
	会津美里町	515	2.64		雪崩防止 2.64
防 風 林	総 数		0.76	別表3、4 のとおり	
	会津若松市	3	0.76		
干害防備	総 数		313.92	別表3、4 のとおり	
	会津若松市	8	21.57		
	喜多方市	319、349	71.80		
	南会津町	1052	52.55		砂防指定 0.03
	柳 津 町	538	39.92		
	金 山 町	648	7.26		
	昭 和 村	605	82.61		
	会津美里町	515	38.21		
雪崩防止	総 数		323.13	別表3、4 のとおり	
	会津若松市	30	10.99		
	喜多方市	318～320、329、 346、368、370	65.78		砂防指定 1.86
	檜 枝 岐 村	1035	8.00		
	西会津町	308	21.07		
	柳 津 町	521、536、651	43.82		土砂崩壊 39.77 砂防指定 0.68

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
雪崩防止	三 島 町	649	9.41	別表3、4 のとおり		
	金 山 町	547、615、623、627	161.42			
	会津美里町	515	2.64		土砂崩壊	2.64
保 健 林	総 数		842.31	別表3、4 のとおり		
	喜多方市	329、330	250.05		土砂流出	250.05
					国立特2	88.02
	北塩原村	413、417、440、441、 463、464	478.32		水かん	230.63
					国立特1	201.48
			国立特2	217.43		
			国立特3	59.41		
			鳥獣特保	354.37		
			史名天	173.73		
	金 山 町	547、548	113.94	国定特1	69.45	
				国定特3	44.49	
				鳥獣特保	30.33	
風 致 林	総 数		176.85	別表3、4 のとおり		
	会津若松市	9、10	81.68		鳥獣特保	51.31
					都市風致	36.33
	柳 津 町	521	10.00		県自環特	10.00
	昭 和 村	591、592、598	85.17	県自環特	4.52	
				史名天	61.66	
砂防指定	総 数		451.24	別表6 のとおり		
	会津若松市	12、13、23、32	4.65		水かん	1.94
					土砂流出	1.15
	喜多方市	318、319、332、344、 345、351、357、	4.52		水かん	1.91
					雪崩防止	1.86
					国立特2	1.28
	下 郷 町	42、47、49、50、59	320.99	土砂流出	320.53	
				県立特2	106.37	
				県立特3	33.65	
	檜 枝 岐 村	1035、1038、1043～ 1048、1061、1062	29.22	水かん	28.71	
				国立特2	5.33	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
砂防指定	只見町	1121、1123、1124、 1130、1143、1144	8.78	別表6 のとおり	水かん	2.52
					土砂流出	2.84
	南会津町	74、81、1007～1009、 1015-1、1017、1019、 1052、1054、1056	38.94		水かん	19.75
					土砂流出	10.36
					干害防備	0.03
	北塩原村	379、380、434、435、 437、438、443、445	16.06		水かん	7.69
					国立特3	12.00
	西会津町	302、303、309、310	3.24		水かん	0.31
	猪苗代町	176、193、195、	6.03		水かん	3.65
			国立特3	2.38		
柳津町	506～509、536～ 538	9.49		雪崩防止	0.68	
金山町	555、556、624、626、 628、641	2.34		水かん	2.11	
昭和村	576、577、598～600	6.16				
会津美里町	514、515	0.82		水かん	0.38	
				土砂流出	0.44	
国立特保	総 数		3,752.88	別表5 のとおり		
	喜多方市	333、334、337	45.49		水かん	45.43
	檜枝岐村	1059、1062、1063、 1101、1102、1107、 1110-7、1110-8	2,704.96		水かん	2,650.34
					土砂流出	54.38
					鳥獣特保	2,017.99
					史名天	2,072.65
	南会津町	1030	8.56		土砂流出	8.56
	北塩原村	444、456、457、459、 465	161.96		水かん	161.96
			鳥獣特保	140.77		
磐梯町	105	223.91		土砂流出	221.94	
猪苗代町	104、166、179～ 182、185、196	608.00		水かん	352.38	
				土砂流出	222.09	
				鳥獣特保	44.35	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国立特 1	総 数		6,695.75	別表 5 のとおり	
	檜 枝 岐 村	1039~1042、1045、 1046、1048、1059、 1060、1062、1102、 1106、1107、1110-8	3,716.32		水かん 3,315.01 土砂流出 387.31 鳥獣特保 136.87
	南 会 津 町	1030	223.43		土砂流出 223.43
	北 塩 原 村	407、410、411、413、 417、433、448、465	711.92		水かん 586.59 保健林 201.48 鳥獣特保 711.15 史名天 174.29
	猪 苗 代 町	166、179、180、 194~196、198~ 200	2,044.08		水かん 2,044.08 鳥獣特保 443.32 史名天 52.25
国立特 2	総 数		14,939.31	別表 5 のとおり	
	会津若松市	20	2.48		
	喜 多 方 市	330~335、337、 340、341	1,271.13		水かん 860.28 土砂流出 382.07 保健林 88.02 砂防指定 1.28
	檜 枝 岐 村	1039~1042、1045~ 1048、1059~1062、 1101~1103、1106~ 1108、1110-7	9,172.96		水かん 8,446.33 土砂流出 670.09 砂防指定 5.33 鳥獣特保 111.01
	南 会 津 町	1022、1030	817.68		水かん 712.45 土砂流出 102.44
	北 塩 原 村	406~408、410、411、 414~417、433、434、 439~442、444、448、 453、456、457、459、 461~465	1,859.45		水かん 1,431.39 保健林 217.43 鳥獣特保 935.24 史名天 1.44
	西 会 津 町	312	335.04		水かん 335.04
	猪 苗 代 町	101~103、167~ 171、178、181、182、 185、186、191~197	1,480.57		水かん 1,326.46 土砂流出 86.41

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国立特3	総 数		12,382.92	別表5 のとおり	
	会津若松市	20	118.18		
	喜多方市	331、332、334～ 337、340～342	1,916.83		水かん 65.56 土砂流出 264.58
	下郷町	71	373.78		土砂流出 373.78
	北塩原村	406、408～412、 414、416～447、449 ～453、461～464	7,160.02		水かん 5,161.11 保健林 59.41 砂防指定 12.00 鳥獣特保 128.43 史名天 0.01
	西会津町	312、317	333.55		水かん 331.29
	猪苗代町 [乳下] [根次] [猪苗代] [土湯沢] [長瀬] [吾妻]	101～103、167～ 171、189、193～ 195、197～200 1 1 1 1 5、11 2～7、10～13	2,480.56		水かん 941.59 砂防指定 2.38
国定特保	総 数		11,011.10	別表5 のとおり	
	只見町	1111～1115、1120、 1122、1134～1138	11,011.10		水かん 7,641.31 土砂流出 3,368.41 鳥獣特保 5,970.92
国定特1	総 数		10,608.91	別表5 のとおり	
	只見町	1111～1113、1116～ 1118、1120、1122、 1123、1135～1138	10,539.39		水かん 5,158.96 土砂流出 5,335.64 鳥獣特保 119.31
	金山町	548	69.52		保健林 69.45 鳥獣特保 30.33
国定特2	総 数		9,477.66	別表5 のとおり	
	檜枝岐村	1109～1110-8	8,913.52		水かん 8,910.35
	只見町	1112	564.14		水かん 541.87

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
国定特3	総 数		182.91	別表5 のとおり		
	只 見 町	1123	137.72		土砂流出	137.59
	金 山 町	547、548	45.19		保健林	44.49
県立特2	総 数		220.90	別表5 のとおり		
	会津若松市	40	42.51		水かん	42.51
	下 郷 町	42、47	178.39		土砂流出 砂防指定	178.39 106.37
県立特3	総 数		204.21	別表5 のとおり		
	会津若松市	40	74.52		水かん	74.52
	下 郷 町	47～49	129.69		水かん 土砂流出 砂防指定	40.29 89.30 33.65
県自環特	総 数		801.47	別表6 のとおり		
	会津若松市	38	115.47		水かん 土砂流出	20.57 94.90
	喜多方市	360	35.70		水かん	35.70
	南会津町	75、1010、1011、 1018	150.02		水かん 土砂流出	25.60 52.10
	柳 津 町	521	10.00		風致林	10.00
	金 山 町	642～644	469.77		水かん 土砂流出	24.95 444.82
	昭 和 村	598	4.52		風致林 史名天	4.52 4.52
	会津美里町	515	15.99		水かん	15.99
鳥獣特保	総 数		10,863.97	別表6 のとおり		
	会津若松市	9	52.67		風致林 都市風致	51.31 10.88

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
鳥 獣 特 保	檜 枝 岐 村	1060、1063、1101	2,265.87	別表 6 のとおり	水かん 2,128.77 土砂流出 136.87 国立特保 2,017.99 国立特 1 136.87 国立特 2 111.01 史名天 2,017.99
	只 見 町	1111、1114、1115、 1120、1122	6,090.23		水かん 4,890.21 土砂流出 1,198.94 国定特保 5,970.92 国定特 1 119.31
	北 塩 原 村	407、410、411、413、 417、448、459、460、 465	1,937.20		水かん 1,434.22 保健林 354.37 国立特保 140.77 国立特 1 711.15 国立特 2 935.24 国立特 3 128.43 史名天 174.29
	猪 苗 代 町	166	487.67		水かん 487.67 国立特保 44.35 国立特 1 443.32
	金 山 町	548	30.33		保健林 30.33 国定特 1 30.33
都 市 風 致	総 数		112.26	別表 6 のとおり	
	会津若松市	6、9、10	112.26		水かん 42.36 風致林 36.33 鳥獣特保 10.88
特 別 母 樹	総 数		36.00	別表 6 のとおり	
	喜多方市	322	36.00		
史 名 天	総 数		2,366.44	別表 6 のとおり	
	喜多方市	388	0.03		水かん 0.03
	檜 枝 岐 村	1062、1063、1101、 1102	2,072.65		水かん 2,072.42 国立特保 2,072.65 鳥獣特保 2,017.99

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
史 名 天	北塩原村	413、435、439	175.74	別表6 のとおり	水かん	108.13
					保健林	173.73
					国立特1	174.29
					国立特2	1.44
				国立特3	0.01	
				鳥獣特保	174.29	
	猪苗代町	194～196	52.25		水かん	52.25
					国立特1	52.25
	昭和村	591、592、598	61.77		風致林	61.66
					県自環特	4.52
	会津美里町	519	4.00			

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林	国立特3	国立公園第3種特別地域
土砂流出	土砂流出防備保安林	国定特保	国定公園特別保護地区
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国定特1	国定公園第1種特別地域
防 風 林	防風保安林	国定特2	国定公園第2種特別地域
干害防備	干害防備保安林	国定特3	国定公園第3種特別地域
雪崩防止	なだれ防止保安林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
保 健 林	保健保安林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域
風 致 林	風致保安林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
砂防指定	砂防指定地	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
国立特保	国立公園特別保護地区	都市風致	都市計画法に基づく風致地区
国立特1	国立公園第1種特別地域	特別母樹	特別母樹、特別母樹林
国立特2	国立公園第2種特別地域	史 名 天	史跡名勝天然記念物

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		204,108.47	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
会津若松市	計	5,692.13	
	2 い～た4 3 い～イ2、ロ 5 い～せ 6 い1～す 7 い～な 8 全 9 い～す 10 い～し、ロ、ニ2 11 全 12 全 13 い～す5、ロ、ハ 14 い～や、ロ、ニ 15 い～ま 16～18 全 19 い1～み7、ロ 20 い～て 21 い～の 22～25 全 30 い～す 31 い～ふ2 32 い1～え、ロ1～ロ3 33～40 全 78 全		
喜多方市	計	14,262.34	
	318 い1～イ 319 全 320 い～さ3、ニ1 321 全 322 全 323 い1～る、 324 全 325 全 326 い～く 327 全 328 全 329 い～イ 330 全 331 い1～か、ロ 332 い1～な、イ2～ロ3 333 全 334 い1～え2、ロ 335～337 全 338 い～く 339～344 全 345 い～く、ロ 346 い1～そ、ロ 347 い1～し 348 い～な3、イ2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
喜多方市	349～363 全 364 い～む 365 い～イ4 366 全 367 全 368 い～も、ハ1 369 全 370 い～け2、ロ、ハ 371 全 372 全 385～389 全 396 全 397 全 503 い1、い2、ほ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
下郷町	計	6,088.81	
	41～51 全 52 い～イ、ハ 53 い～え3、ロ 54 い1～え2 55 い1～ね 56～65 全 66 い～う、ロ 67～71 全		
檜枝岐村	計	36,302.87	
	1035 い1～わ9、イ2 1036 い1～わ2、イ2 1037 い～イ 1038 い1～や、イ2～ロ2 1039～1042 全 1043 い～や、イ2～ニ 1044～1046 全 1047 い～イ2、ハ2 1048 全 1059 い～わ、イ2～ハ 1060 全 1061 全 1062 い～こ、ロ1～チ 1063 い～は、ハ1～ニ 1101 い～に2、イ7、イ9、ロ1～ハ3 1102 い～と2、ロ～ハ7 1103 全 1104 全 1105 い1～り、イ2～ニ4 1106 い1～ぬ15、ロ 1107 い1～わ2、ロ～ニ2 1108 い1～る6、ト1～チ 1109 い～イ、ハ1～ニ3 1110-1 い1～は4、ロ 1110-2 い1～い7、ロ1、ロ2 1110-3 い1～イ2、ハ1～ハ3 1110-4 い1～は4、ニ～ホ3 1110-5 い1～に2、ロ1～ロ5 1110-6 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
檜枝岐村	1110-7 い1~い8、ロ1~ハ 1110-8 い1~ろ、ハ~ト2 1110-9 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
只見町	計	49,128.68	
	1001 い1~す2、ロ1~ハ 1002 い~う3、ロ1~ハ 1003 全 1004 い1~つ、ロ1~ハ 1064 い~う、ロ1~ロ10 1065 全 1111 い~と、ロ1、ハ1~ハ3、ハ5~ニ 1112 い~イ、ハ1~ハ3 1113 い1~イ1、イ3~ロ4 1114 全 1115 全 1116 い1~ほ、ロ1、ロ2 1117 全 1118 全 1120 い1~ハ4 1121 い1~イ、ニ1~チ2 1122 い1~ね 1123 い~イ1、ロ~チ10 1124~1127 全 1128 い1~ぬ10 1129 い~イ3 1130 い~イ2 1131~1133 全 1134 い~イ2 1135 全 1136 全 1137 い~り4、ロ1、ロ2 1138~1142 全 1143 い1~イ1、ロ2 1144 全		
南会津町	計	24,741.68	
	73~75 全 81 全 1005 い~ふ、イ2~ロ2 1006 全 1007 い~す4、ロ1~ロ4 1008 い~イ 1009 い1~す6、ロ1~ハ 1010 全 1011 い1~し16 1012 全 1013 い~ロ、ホ 1014 全 1015-1 全 1015-2 全 1016 全 1017 い1~あ、イ3~ロ2 1018 い1~り3 1019 い~す10、イ4、ロ1~ロ3		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
南会津町	1020 全 1021 い1～め、ロ1～ロ3 1022 全 1024～1026 全 1028 い1～ロ 1029 全 1030 全 1031 い～せ、ホ1～ト 1032 い1～イ 1033 全 1034 全 1049 全 1050 全 1052 い～ロ1 1053～1056 全 1057 い1～り、ロ 1058 い1～ロ、ニ1～ホ 1066 い～イ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
北塩原村	計	13,464.99	
	373 い～や2、ロ 374～378 全 379 い～イ3 380 全 381 全 382 い1～わ 383 全 384 全 406 全 407 い1～に 408 い～れ 409 い1～る 410 い～イ 411 全 412 全 413 い、ろ、イ4、ハ1～ハ3 414 い1～な 415 全 416 全 417 い～ま 418 い1～な 419～433 全 434 い～イ、ロ2 435 い～な、イ2、イ3 436 全 437 全 438 い～う3、イ2、イ3、イ5、イ6 439 全 440 全 441 い1～ぬ 442 全 443 全 444 い～イ 445～448 全 449 い～り		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
北塩原村	450～454 全 455 い～イ4 456 い～わ 457 い1～ほ 458 い1～ロ 459 全 460 い～か 461 い1～ゆ 462～465 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
西会津町	計	5,064.21	
	301～311 全 312 い1～イ4 313 全 314 い1～の、ロ1～ロ4 315～317 全 392 全 393 い1～イ4 394 全 395 全 651 つ1～あ、き、ロ		
磐梯町	計	427.91	
	105 い、ろ、ロ、ハ 390 い～す		
猪苗代町	計	10,868.18	
	101 い～ま2 102 い～へ3 103 全 104 い、ロ1～ニ2 166～174 全 175 い～み、ロ 176 い1～ニ1 177 い～イ 178 全 179 全 180 い1～ろ2 181 全 182 全 183 い～さ 184～190 全 191 い1～な、ロ 192 全 193 い～く、ハ1、ハ2 194 い1～せ5、ホ 195 全 196 い1～な4、ホ1～ホ3 197 全 198 全 199 全 200 全 201 い1～れ 202～204 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
会津坂下町	計	568.95	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	501 全 502 い～え、ハ1～ハ3、ニ2 503 ろ～に、へ～ね2 504 全 505 全 506 い1、い2 510 全		
柳津町	計	3,553.41	
	506 ろ～イ 507～509 全 520 全 521 い～き 522～524 全 534 全 535 全 536 い1～す、ロ2、ハ1～ハ5 537～540 全 651 い～そ、さ、ハ		
三島町	計	1,468.43	
	541～546 全 649 い～ひ 650 全		
金山町	計	16,825.54	
	547 全 548 い～お、ロ7、ロ11 549～552 全 555 全 556 全 609～614 全 615 い～つ 616～620 全 621 い1～に、ロ1～ロ4 622 全 623 全 624 い1～か2、ロ1、ロ2 625～632 全 633 い～イ2 634～644 全 645 い～イ9 646～648 全		
昭和村	計	14,510.87	
	525 全 526 全 527 い1～る2 528～532 全 533 い～イ 553 い1～む		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
昭和村	554 全 557 全 558 全 559 い～う、ロ、ハ 560 い～お 561 全 562 い1～あ、ロ 563～568 全 569 い1～わ8、ロ1～ロ3 570 全 571 い～ぬ12、ロ1～ロ3 572～575 全 576 い1～わ9、ロ 577 い～て2、ロ1、ロ2 578～591 全 592 い～る8、ロ～ニ 593～598 全 599 い1～わ、ロ～ハ2 600 い1～む2、ロ 601 い1～わ2 602 全 603 い～つ3 604～607 全 608 い～へ、ロ1、ロ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
会津美里町	計	1,139.47	
	72 全 511 全 512 い1～イ 513～515 全 516 い～そ 517 い～え、ロ1、ロ2 518 全 519 い～あ2		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		115,261.93	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
会津若松市	計	875.74	
	3 に1、ほ 12 れ1、れ2 13 い～わ2、ひ、す3、す4、ロ 14 ろ1～ろ3、や 22 イ 23 イ 30 あ2、あ3、さ2、め2～し1、し3 32 い1～と、ロ1 35 ろ～ほ、イ1 36 る1～る3 38 い～わ、か2、よ 39 そ～ら 40 全		
喜多方市	計	6,051.44	
	318 い1～い3 319 い1～ろ、イ 320 い、ニ1 322 い、と3～と10、り、わ 324 へ、と、か2、か3 325 さ～め 326 い～へ4、と9、と10、わ、か 328 い4、ろ、イ1、イ2 329 い～り2、イ 330 全 331 い1～い4、わ3～わ6 332 い1、い2、ね1～な、イ2～ロ3 333 全 334 い1～い3、ろ2、ぬ、ま～え2 335 い1～は2、と、か、よ1、れ、そ 336 い～よ、た3、イ、ロ 337 は～イ2 339 い1～は2、ほ1、ほ2、 340 い～は、と1～よ、れ、そ、う3～や 341 い～と 342 ち、わ1 344 い7 345 の2、く 346 ろ1、ろ2、わ4～か4、ロ 347 け1～こ2、え4、え6 349 と 351 ぬ、イ 352 り、る1～れ、ロ2、ロ3 353 り1～イ2 354～360 全 361 い～へ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
喜多方市	363 は 364 ら 366 に 368 い、ろ 369 つ1、つ2 370 よ～れ、ら～お 371 い～は 372 全 388 イ 396 は 397 ね1～ら		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
下郷町	計	1,433.63	
	41 い～へ 42 む、う1 47 全 48 は1～と 49 ま、け、あ～す 50 に～れ、イ1～イ3 51 ぬ 53 い 56 か2 58 る3～か、け～し2 59 い2、つ 60 か、よ 61 あ、さ 67 わ 71 全		
檜枝岐村	計	31,522.35	
	1035 り、イ2 1036 ち1～り2 1038 ほ、ち、る、の3～の7、イ2～ロ1 1039 へ、と2～る2 1040 ほ1～ぬ 1041 り1～た 1042 全 1043 ほ、と、ち、る、つ～う2、イ2～イ4、ニ 1044 イ1、イ2 1045 へ6～へ14、わ1～た、イ2、イ3、ハ 1046 全 1047 い～イ2 1048 全 1059 い～わ、イ3～ハ 1060 全 1061 全 1062 い～や、け～こ、ロ1～ニ9、ト1、ト2 1063 い～は、ハ1、ハ3～ハ5、ハ8～ニ 1101 い～に2、イ7、イ9、ロ1、ロ2、ハ2、ハ3 1102 い～と2、ロ～ハ7 1103 へ2～へ5、と1～か6、た～ね2 1104 い～う 1105 い1～り、ニ1～ニ3 1106 い1～ぬ15		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
檜枝岐村	1107 い1~わ2、ロ~ニ2 1108 い1~る6、ト5、チ 1109 い~ち2、ハ1、ハ2、ニ3 1110-1 い1~は4、ロ 1110-2 い1~い7、ロ1、ロ2 1110-3 い1~ろ、ハ1~ハ3 1110-4 い1~は4、ニ~ホ3 1110-5 い1~に2、ロ1~ロ5 1110-6 全 1110-7 い1~い8、ロ2、ハ 1110-8 い1~ろ、ホ1~ト2 1110-9 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
只見町	計	40,003.28	
	1001 い1~い7、は~く、ロ1~ロ14 1002 た~な、う1、う2、ロ11、ロ12、ロ18~ハ 1065 い1、い2、は~イ 1111 い~ほ3、と、ハ1~ハ3、ハ5~ハ9 1112 い~に8、へ、イ、ハ1~ハ3 1113 い1~ろ、ロ1~ロ4 1114 全 1115 全 1116 い1~ほ、ロ1、ロ2 1117 い~に13、へ~イ2 1118 ち2~た、ロ1~ロ6 1120 い1~と2、ロ1~ロ5 1121 い1~イ、ニ1~チ2 1122 い1~ね 1123 い~な、ロ~チ10 1124 い1~ほ1、イ1、イ2、ハ 1125 い3、い5~イ 1126 い2~イ2 1127 全 1128 い1~は1、は3、は8、り2、ぬ1 1129 い、イ1、イ2 1130 な1~な5、お~イ2 1131 に、へ、う1~の2、ロ1、ロ3~ロ8 1132 い1~ろ3、わ1~れ、ね、イ~ロ5 1133 い、は1、に2~へ1、へ3、と1、る、わ2、よ1~た、 つ、ら、む、イ 1134 い~イ2 1135 い1、い2、に、ち、る2、わ、ロ1~ハ2 1136 全 1137 い、は1~り4、ロ1、ロ2 1138 全 1139 全 1140 い~へ、ち1~ロ10 1141 い4~イ 1142 い~に、と1、て2 1143 ほ、へ、り、る1、わ~よ、ロ2 1144 い~は、イ		
南会津町	計	7,457.36	
	73 全 74 ろ2、へ2、よ、た1、そ1、そ2、こ~イ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
南会津町	75 全 81 全 1007 の2、ゆ、ロ2～ロ4 1008 ゆ1～め1、イ 1009 れ、ね4、ね5、む、う2、の、ゆ、し7 1013 の1～の6、の8～お7、ロ 1014 い1～い3 1015-1 イ 1015-2 い～お1、く～ロ1、ロ4～ハ3 1016 全 1017 は1、は2、か、つ1、つ2、ら2、む2、う3、の2、く～あ、イ3 1018 い1～り3 1019 い、お、し10 1022 ま、ロ 1024 わ、お、さ～す6 1025 い～は8 1030 に、ぬ～わ2、よ～れ、イ～ハ 1031 わ1、わ3、ホ1 1049 全 1050 い～ほ、れ～な、ゆ1～イ4、イ8～ロ4 1052 ろ～に、～1、～3、と1、と3、ぬ2、ぬ3、ぬ5、る～た1、く、イ8～ロ1 1053 い、に1、ほ、～3、わ1～た、 1054 の4、く3、イ 1055 い1～ろ 1056 ぬ、わ3、れ～ロ3 1057 に2、に11 1058 い1～ロ、ニ1～ホ		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
北塩原村	計	2,320.68	
	379 わ2、た、あ2、し～イ3 380 ろ、ひ6 406 い2～い6、い8、い9、は1～に1 407 い2～に 408 る2 409 る 410 い 411 い、は、へ 413 い、ろ 414 は 418 ち1、り1、ぬ1、る1 433 い、ろ 434 ち、ロ2 435 と、そ、イ2、イ3 437 い、ろ 438 に、か、イ2、イ3、イ5、イ6 441 ほ1、ほ2、～1 442 り1、り2 443 る4、た 444 に～り2 445 い、に 448 は2～は7、と、り2 456 る2、わ 457 ろ5～ほ 458 い2、わ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
北塩原村	459 全 460 へ、ぬ1、る 461 は、に、へ3、へ4、ち1～ち3、ぬ2、る1、る3 464 る2 465 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
西会津町	計	2,252.32	
	301 い～の 302 ろ、に、ほ、と、り、わ、く 303 い2、ち、り 304 い、る2、わ 305 ろ～へ、そ 306 は、と1～と4 307 い～ろ4、ろ8～へ、ぬ2、つ1～つ4 308 に、ほ、と、や、ま、し 309 全 310 い2～ロ2 311 へ、り～く 312 ろ5～イ4 317 は1～に3 392 く 393 は、に、イ1 394 イ3 395 全		
磐梯町	計	223.91	
	105 い、ろ、ロ、ハ		
猪苗代町	計	5,640.82	
	101 ら1、ら2、ら9 102 に1、に2 103 に、る1 104 い、ロ1、ロ2、ニ1、ニ2 166～170 全 173 そ、イ1 176 い1、こ～ロ、ニ1 177 り、イ 178 全 179 全 180 い1～ろ2 181 全 182 全 183 ぬ～る2 185 い1～は 186 ほ、り 192 ち1～ち4 193 い、ち、う1～く 194 な2、な3、ま1、け、ふ、え1～て3 195 ろ2～は2、と～イ3 196 ほ1～と8、ホ1～ホ3 197 ぬ1、ぬ2、た、れ 198 ち、り、る1～る3 199 か、た～れ2 200 わ、た、そ～つ2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
柳津町	計	93.12	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	506 ら2、む、う3 507 ほ1、ほ2、り3、せ2、す2 508 い2、ぬ1、な2、の6、く、や、ふ2、ふ3、こ2、こ4、 こ6、て2、て3 509 ま2、こ2、え2、て2 521 い、き 534 に8 536 に～へ1、ロ2、ハ4、ハ5 537 む2、お2、え2、て3、あ2 538 い4、ね3、な、む1 651 さ		
三島町	計	662.91	
	543 ち 544 る、わ、イ3 546 い、ち、ぬ～イ1 649 い～ま、ふ～ひ 650 い、イ、ロ		
金山町	計	14,400.41	
	547 い～に1、に3、ほ、ち～イ 548 ち2、り2、わ2、そ7、つ3～ね3、ロ7、ロ11 549 全 550 う1～う3、さ2、さ3、さ8～さ10 551 ろ、ほ～イ 552 へ1、へ2、ち、り 555 い2、に、ぬ 556 全 609 い1、い2、は～ほ 610 ふ1 611 と～イ5 612 に～イ2 613 ろ2～と3、わ、イ1 614 全 615 い～つ、 616～620 全 621 い1～に、ロ1～ロ4 622 い1、は～イ3 623 い、ろ1、ろ4、ろ5、は～ほ、り、イ～ロ2 624 に1、に3、か2、ロ1、ロ2 625 り、る2、わ～た、そ1～そ3、な～ロ4 626 い、わ1～た、イ1、イ2 627 に、わ、つ1～イ 628 い、ろ、イ1、イ2 629 ほ3～へ1、り4～る、イ4～イ8 630 い、ろ、ほ、と、わ～イ2 631 い1～に、る2～ロ2 632 全 633 い～イ2 634 全 635 全 636 い、イ 637～640 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
金山町	641 い1～は、ほ、イ 642 い1～ろ2、わ1～イ5 643 わ～イ1、イ3～イ7 644 全 645 い～イ9 646 い～よ、イ1～イ4 647 全 648 い～る1、か～ロ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
昭和村	計	2,220.53	
	527 る2 554 つ 557 全 558 い、ろ、さ 561 全 562 た 564 全 567 き、ゆ2、ゆ4、み1、み2、し1、し2 568 い、に、ほ 570 わ、よ～な、イ1 571 い～に、と～り、ロ1～ロ3 576 い2、ろ 577 り1、り2、よ、そ、う2、く 589 と 590 い～は、イ 595 ろ1、ろ2、ロ1、ロ2 596 に～イ3 597 は5～は7 598 と2 599 ろ8、ほ2～へ1、る、わ 600 い2、ろ2、に、と2 605 ね 606 い～る1、ね、な 607 全 608 い～へ、ロ1、ロ2		
会津美里町	計	103.43	
	72 く2 514 つ2、つ4、つ6、つ7 515 い1、い2、へ、ち、わ 516 わ～よ1、た～そ 519 い～ち1、り、よ～つ2		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		0.78	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
会津若松市	計	0.78	
	3 に1、ほ		

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		109,445.88	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
会津若松市	計	1,193.46	
	6 こ1～こ3、み～す 7 れ2～な 8 い～か、た～く 9 ち1～ひ1、も、せ 10 と～む、き～し、ニ2 13 ひ、す3～す5 14 い～と2、ぬ、う3、の、や、ニ 20 わ～て 35 ろ～ほ、イ1 36 る1～る3 38 い～わ、か2、よ 39 そ～ら 40 全		
喜多方市	計	3,102.83	
	322 ろ～と2、ち、ぬ、る、イ1、イ2 329 り2 332 ね1～な、ロ1～ロ3 333 全 334 ぬ、わ2～か2、か4、よ、の1、の2、く～え2、ロ 335 と、か～よ2、た1、れ、そ 337 は～ロ 345 る6、れ 351 ぬ 352 か～た3、ロ2、ロ3 353 り3～り6、ぬ 354 は1～へ2 355 る1～イ 356 ち～イ 357 い～は、と、ぬ 358 ろ 359 ろ 360 は、ほ1～ほ3 363 は 368 わ、よ～や、ふ、め3 388 イ		
下郷町	計	390.15	
	45 の、お 51 ぬ 71 全		
檜枝岐村	計	31,395.64	
	1036 ち1～り2 1038 の3～の7 1039 へ、と2～る2 1040 ほ1～ぬ 1041 り1～た 1042 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
檜枝岐村	1043 る、む、ロ、ニ 1045 へ6～へ14、わ1～た、ハ 1046 い1～イ3 1047 い～た2、ハ2 1048 い1～イ、ハ 1059 い～わ、イ2、ロ1～ハ 1060 全 1061 い～ロ3 1062 い～や、け、ふ、ロ1～ホ3、ト2 1063 い～は、ハ1～ニ 1101 い～に2、イ7、イ9、ロ1～ハ3 1102 い～と2、ロ～ハ7 1103 へ2～へ5、と1～か6、た～ね2、ハ 1104 い～う 1105 い1～り、イ2、ハ～ニ4 1106 い1～ぬ15、ロ 1107 い1～わ2、ロ～ニ2 1108 い1～る6、ト1～チ 1109 い～イ、ハ1～ニ3 1110-1 い1～は4、ロ 1110-2 い1～い7、ロ1、ロ2 1110-3 い1～イ2、ハ1～ハ3 1110-4 い1～は4、ニ～ホ3 1110-5 い1～に2、ロ1～ロ5 1110-6 全 1110-7 い1～い8、ロ1～ハ 1110-8 い1～ろ、ハ～ト2 1110-9 全		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
只見町	計	41,870.79	
	1001 い1～と、わ～す2、ロ1～ロ9、ロ11～ハ 1002 い～う3、ロ1～ハ 1003 い2、い6 1004 ろ3、ぬ10、ロ1、ロ2、ロ5、ロ7、ロ8 1064 ほ3、へ2、ロ3 1065 全 1111 い～と、ロ1、ハ1～ハ3、ハ5～ニ 1112 い～イ、ハ1～ハ3 1113 い1～イ1、イ3～ロ4 1114 全 1115 全 1116 い1～ほ、ロ1、ロ2 1117 い～に13、へ～イ2 1118 ち2～ロ6 1120 い1～ハ4 1121 い1、い2、る1、イ、ホ 1122 よ1～ね、 1123 か1～か4、ね～イ1、ロ、ハ2～ニ、チ2～チ10 1124 は～へ3、ロ1～ロ3 1125 全 1126 全 1127 全 1128 ろ、は1、は8、り2、ぬ1 1129 ろ1、は、ぬ2、る4、わ、れ1～れ3、ね1～む、く2、イ1～イ3		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
只見町	1130 い、は、ち1、ち4、わ、か1、た3、れ、な1、な5、 ら1、む8、う6、の1~の3、イ1、イ2 1131 ろ~へ、る1~か、そ1~つ2、な~ロ2、ロ6~ロ8 1132 い1~ろ3、わ3~れ、イ~ロ5 1133 い、は1、に2~へ1、へ3、と1、る、わ2、よ1~た、 つ、ら、む、イ 1134 い~イ2 1135 い2、に、る2~ロ3、ハ2 1136 全 1137 い、は1~り4、ロ1、ロ2 1138 全 1139 全 1140 い~へ、ち1~ね、ロ1~ロ10 1141 い4~イ 1142 と1、て2 1143 り、る1、わ~よ 1144 い~は		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
南会津町	計	5,501.05	
	73 全 74 こ~え3 75 イ1、イ2 1006 わ1 1009 と1 1010 つ2 1011 は、く2、あ1~き、め2、み2、し1~し16 1012 ろ2~ろ4、は2、に2、ほ2 1015-2 い~お1、く~ハ3 1016 全 1017 く~あ 1018 い1~り3 1024 わ、お 1026 わ8 1028 し1 1030 に、る1、る2、ロ1~ハ 1031 ゆ1~ゆ11、し1、し5~ひ19、ト 1032 と3 1052 は2、に、へ1、へ3、と1、と3、ぬ2、ぬ3、ぬ5、わ ~た1、イ8~イ10 1053 ほ、へ3 1054 の4、く3 1055 い1~ろ 1056 わ3、れ~そ2、ロ3 1057 に2、に11 1058 い1~ロ、ニ1、ニ2		
北塩原村	計	4,825.24	
	406 全 407 い1~に 408 い~れ 409 い1~る 410 い~イ 411 い~た3、な1、ら1~む1 412 に2、に3 413 い、ろ、イ4、ハ1~ハ3		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
北塩原村	414 は、り2～ぬ、わ3、わ6～か、そ2～つ1、つ3～な 415 全 416 い2～ろ1 417 い～ま 433 い～は2、ち～る2 434 い 439 に1～る 440 へ4、ち2、り 441 い1～い3、い5～い7、ろ、は1、ほ1、ほ2、へ1 442 い、は2、り1、り2 443 た 444 に～り2 448 全 453 い～は、ほ、へ 454 ぬ1～ぬ5 455 い～イ4 456 い～わ 457 い1～ほ 458 い1～と、り～ロ 459 全 460 い～か 461 い1～ろ、ち4～ぬ1 462 う2 463 い、ほ、ら1～む、う2 464 は、に、と、ち、る1、る2 465 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
西会津町	計	1,927.35	
	301 ほ、よ、ら 302 う3、お、く 303 ち、り 305 ろ～へ、れ、そ 306 は、と1～と4 307 つ1～つ4 309 い2～ろ 310 い2～ろ7、ロ1、ロ2 311 へ、り～く 312 ろ5～イ4 317 は1～に3 395 全 651 ま		
磐梯町	計	223.91	
	105 い、ろ、ロ、ハ		
猪苗代町	計	6,366.84	
	101 い～な、ら2～ま2 102 い～は2、に2～へ3 103 い～は、ほ1～ぬ、る2～れ 104 い、ロ1～ニ2 166～170 全 172 な 175 ち 176 い1		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
猪苗代町	177 り、イ 178 全 179 全 180 い1～ろ2 181 全 182 全 183 い、ぬ～る2 185 全 186 る1、た2 191 り～る2 192 ち1～ち4 193 む1、う1～く 194 い1～せ5、ホ 195 い2、ろ1、は1、は3、に2、へ～る4 196 い1～へ、と4～な4、ホ2、ホ3 197 ぬ1、ぬ2、た、れ 198 ち、り、る1～る3 199 は、か、た～れ2 200 全 201 へ2、り、ぬ、る2 203 れ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
柳津町	計	312.73	
	521 へ、ぬ、の、さ 522 る3～か 523 に3、ほ1 524 い11 534 な 535 り、わ2 536 そ 537 そ、ゆ 538 ほ		
三島町	計	26.25	
	543 ち		
金山町	計	11,509.33	
	547 と 548 い、ち1、な～う 551 ろ、ほ～イ 552 へ1、へ2、ち、り 555 に、ぬ 556 い1、ろ～に2 609 い1、い2、は～ほ 611 と～イ5 612 に～イ2 613 ろ2～と3、イ1 614 全 615 い～つ 616～620 全 621 い1～に、ロ1～ロ4 622 い1、は～イ3 633 い～イ2 634 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
金山町	635 全 636 い、イ、ロ 637~640 全 641 い1~ろ4、ほ 642 い1~ろ2、わ1~イ5 643 わ~イ1、イ3~イ7 644 全 645 い~イ9 646 い~よ、イ1~イ4		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
昭和村	計	738.58	
	525 ま、け、え 526 ま 527 り8~る2 528 は2、へ~イ 530 う3 558 た 567 て 570 く5、く6 579 れ 580 は2、ほ~へ5、と1 587 ほ3、ほ4、へ9、へ16、イ3、イ4 588 い4、ろ3、ろ5、イ 590 へ、ロ1 591 わ1、わ2、か5、イ、ロ3 592 ぬ2~ぬ4、ロ 598 い3、は1、ロ2 601 に、り、る 603 ろ		
会津美里町	計	61.73	
	515 る、わ 519 あ1、あ2		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			75.47	
農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要のある森林	柳 津 町	536 ほ、へ1	7.26	択伐とする
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要のある森林	下 郷 町	45 お、の	15.85	択伐とする
	猪 苗 代 町	201 へ2、り、ぬ、る2	12.29	
	昭 和 村	525 ま	40.07	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積	
総数			79,676.38	
市町村別内訳	会津若松市	ニホンジカ	12、16~18、21、22、36~40	2,095.36
	下郷町 [芦ノ原]	ニホンジカ	41~45、58、64~71 1、2	3,183.85
	檜枝岐村	ニホンジカ	1035~1048、1059~1063、 1101~1110	31,251.63
	只見町	ニホンジカ	1065、1111~1114	11,619.44
	南会津町 [田島] [荒海]	ニホンジカ	73~75、81、1005~1022、 1024~1026、1028~1034、 1052~1054、1056~1058、1066 1 14	23,335.60
	柳津町	ニホンジカ	520~522、536~539	1,842.10
	昭和村	ニホンジカ	570~589、592、593、595~601	6,348.40

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林 落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>

保安林の種類	伐採の方法
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等管理条例」（平成15年3月24日福島県条例第43号）、及び同施行規則（平成15年3月24日福島県規則第21号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 (特別史跡名勝天然 記念物含む)	「文化財保護法」（昭和25年法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）、福島県指定のものについては、「福島県文化財保護条例」（昭和45年7月21日福島県条例第43号）及び同施行規則（昭和45年7月21日福島県規則第5号）による。
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	「風致地区内における建築等の規制に関する条例」（昭和45年3月26日福島県条例第19号）及び同施行規則（昭和45年6月12日福島県規則第57号）による。
特 別 母 樹 林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）により、原則として禁伐。
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）、及び同施行規則（昭和48年総理府令第62号）による。
都 道 府 県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「福島県自然環境保全条例」（昭和47年10月20日福島県条例第55号）及び同条例施行規則（昭和47年11月17日福島県規則第73号）による。

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林		
総 数	542,031	446,156	204,951	—	241,206	82	
市 町 村 別 内 訳	会津若松市	38,297	20,899	5,692	—	15,207	55
	喜多方市	55,463	38,545	14,305	—	24,240	70
	下郷町	31,704	27,621	6,170	—	21,451	87
	檜枝岐村	39,046	38,138	36,303	—	1,835	98
	只見町	74,756	70,254	49,129	—	21,125	94
	南会津町	88,647	81,803	24,873	—	56,930	92
	北塩原村	23,408	19,804	13,465	—	6,339	85
	西会津町	29,818	25,407	5,108	—	20,299	85
	磐梯町	5,977	3,874	428	—	3,446	65
	猪苗代町	39,485	27,022	11,352	—	15,670	68
	会津坂下町	9,159	3,050	569	—	2,481	33
	湯川村	1,637	—	—	—	—	—
	柳津町	17,582	15,237	3,553	—	11,684	87
	三島町	9,081	7,942	1,468	—	6,474	88
	金山町	29,392	27,029	16,863	—	10,166	92
昭和村	20,946	19,407	14,511	—	4,896	93	
会津美里町	27,633	20,125	1,163	—	18,962	73	

- (注) 1 区域面積は、国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 2 森林面積は、森林計画対象の面積。
 3 国有林（林野庁外）及び民有林の面積は、福島県資料による。
 4 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降 雪 量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
若 松	38.5	-13.1	12.3	1,195	94	西北西	
喜 多 方	37.5	-16.4	11.6	1,475	—	西	
檜 原	31.8	-22.9	7.9	1,640	—	西南西	
西 会 津	36.8	-15.6	11.4	1,791	66	西	
猪 苗 代	33.9	-12.7	10.3	1,126	78	西	
金 山	35.5	-12.2	10.6	1,983	90	南	
田 島	35.0	-19.7	9.7	1,283	67	南	

南 郷	35.2	-15.8	10.1	1,515	87	北西	
只 見	36.5	-14.2	10.6	2,484	88	西	
檜 枝 岐	32.5	-17.2	7.9	1,576	97	南	

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」(2011年～2020年)の平均値による。
2 主風の方法は、最多風向による。
3 「-」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壤等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	542,031	446,156	27,796	23,970	3,335	68,079	7,404	
市	会津若松市	38,297	20,899	5,781	5,135	482	11,617	2,275
	喜多方市	55,463	38,545	7,126	6,221	868	9,792	1,448
	下郷町	31,704	27,621	763	524	224	3,320	220
町	檜枝岐村	39,046	38,138	×	×	×	908	16
	只見町	74,756	70,254	419	375	43	4,083	161
	南会津町	88,647	81,803	1,211	1,014	176	5,633	582
	北塩原村	23,408	19,804	303	223	78	3,301	142
	西会津町	29,818	25,407	849	684	160	3,562	230
	磐梯町	5,977	3,874	682	521	158	1,421	172
	猪苗代町	39,485	27,022	2,610	2,406	201	9,853	590
	会津坂下町	9,159	3,050	2,888	2,526	305	3,221	498
	湯川村	1,637	—	1,018	957	61	619	110
	柳津町	17,582	15,237	409	307	101	1,936	112
内 別 記	三島町	9,081	7,942	×	×	×	1,139	63
	金山町	29,392	27,029	113	79	32	2,250	99
	昭和村	20,946	19,407	177	122	55	1,362	58
	会津美里町	27,633	20,125	3,447	2,876	391	4,061	628

- (注) 1 農地の数値は、「2015年農林業センサス」による。
 2 宅地の数値は、「第135回福島県統計年鑑2021」による。
 3 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。
 4 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	漁 業			
総 数	960,162	30,841	28,987	1,693	161	237,745	688,017	
市 町 村 別 内 訳	会津若松市	463,979	5,627	5,487	137	3	98,985	357,646
	喜多方市	141,925	6,743	6,583	146	13	42,109	92,548
	下郷町	17,122	1,134	965	110	58	5,574	10,351
	檜枝岐村	5,058	31	13	6	13	464	4,544
	只見町	19,443	600	538	50	12	6,618	12,153
	南会津町	57,291	2,020	1,636	381	3	11,410	43,648
	北塩原村	11,466	375	322	40	12	1,737	9,312
	西会津町	21,472	960	807	151	2	5,860	14,572
	磐梯町	35,475	903	861	41	0	26,272	8,168
	猪苗代町	45,211	2,678	2,408	228	41	5,853	36,512
	会津坂下町	47,242	3,090	3,075	14	0	10,172	33,806
	湯川村	11,680	865	865	0	0	3,967	6,804
	柳津町	12,446	670	583	86	1	2,627	9,103
	三島町	8,233	171	135	36	0	1,339	6,692
	金山町	13,890	405	339	65	1	3,385	10,048
	昭和村	3,889	371	313	57	0	1,091	2,412
会津美里町	44,341	4,198	4,055	143	0	10,280	29,699	

(注) 1 数値は、「福島県市町村民経済計算年報」(平成30年度版・令和3年3月福島県公表)による。なお、総生産額は帰属利子等を控除した額のため産業別内訳と一致しない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
総 数	133,834	14,554	13,971	552	31	34,990	82,181	
別 内 記	市							
	会津若松市	57,236	3,063	2,960	102	1	14,133	38,549
	喜多方市	23,766	3,081	3,025	54	2	7,230	13,253
	町							
	下郷町	3,139	619	594	19	6	791	1,632
	村							
	檜枝岐村	381	9	2	3	4	16	354
	只見町	2,173	331	294	34	3	692	1,147
	南会津町	8,276	1,197	1,051	141	5	2,175	4,877
	北塩原村	1,624	235	222	12	1	348	1,026
	西会津町	3,236	614	586	28	—	1,157	1,464
	磐梯町	1,756	286	285	1	—	494	976
	猪苗代町	7,453	923	851	66	6	1,446	4,984
	会津坂下町	8,559	1,278	1,263	12	3	2,330	4,894
	内							
	湯川村	1,751	444	442	2	—	419	885
柳津町	1,654	236	228	8	—	498	913	
三島町	726	96	90	6	—	173	428	
記								
金山町	875	114	111	3	—	228	517	
昭和村	637	253	248	5	—	89	294	
会津美里町	10,592	1,775	1,719	56	—	2,771	5,988	

(注) 1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。
 2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況
 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：流木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		204,951.41	25,119	185	180.06			113.26			78.16	3		268.29	13		
立木地	総数	総数	177,529.42	25,081	185	180.06			113.26			78.16	3		268.29	13	
		針	40,670.44	7,701	79	166.86			68.36			39.27	2		28.66	4	
		広	136,858.98	17,380	106	13.20			44.90			38.89	1		239.63	9	
	人工林	総数	総数	26,220.27	5,746	100	166.86			79.81			41.16			34.39	1
			針	21,398.88	4,791	72	166.86			68.36			39.27			28.06	1
			広	4,821.39	955	28			11.45			1.89			6.33		
	育成	単層林	総数	22,817.55	4,992	86	126.73			77.58			41.16			30.01	1
			針	19,255.35	4,339	67	126.73			68.36			39.27			26.52	1
			広	3,562.20	653	20			9.22			1.89			3.49		
	育成	複層林		(62.86)													
			総数	3,402.72	754	14	40.13			2.23						4.38	
			針	2,143.53	452	5	40.13									1.54	
	天然林	総数	総数	151,309.15	19,335	85	13.20			33.45			37.00	3		233.90	12
			針	19,271.56	2,911	7								2		0.60	2
			広	132,037.59	16,424	78	13.20			33.45			37.00	1		233.30	9
育成	単層林	総数	674.16	131	2				6.01						10.44		
		針	551.76	107	2										0.60		
		広	122.40	23	1				6.01						9.84		
育成	複層林	総数	5,462.51	998	24				14.41			10.57	3		55.99	4	
		針	1,297.39	276	3								2		2		
		広	4,165.12	722	20				14.41			10.57	1		55.99	2	
天然生	林	総数	145,172.48	18,207	59	13.20			13.03			26.43	1		167.47	8	
		針	17,422.41	2,528	2										1		
		広	127,750.07	15,679	57	13.20			13.03			26.43			167.47	7	
竹林																	
無立木地		27,421.99	38														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、統計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：流木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
729.48	39	2	1,395.35	103	4	895.45	123	6	3,191.73	476	15	4,848.30	853	23
729.48	39	2	1,395.35	103	4	895.45	123	6	3,191.73	476	15	4,848.30	853	23
109.57	10	1	323.86	35	2	692.39	106	5	1,731.17	331	10	2,646.29	593	14
619.91	29	1	1,071.49	68	2	203.06	17	1	1,460.56	145	5	2,202.01	259	9
108.69	7	1	289.68	29	2	717.19	107	5	1,740.75	324	11	2,771.24	602	16
93.94	7	1	277.98	29	2	646.60	99	5	1,545.27	300	10	2,402.80	540	13
14.75			11.70	1		70.59	8	1	195.48	24	1	368.44	62	3
93.65	7		277.09	28	2	697.18	104	5	1,710.08	317	11	2,663.43	580	15
85.22	6		268.23	28	2	632.34	97	4	1,524.16	296	10	2,333.72	527	13
8.43			8.86			64.84	7		185.92	22	1	329.71	53	2
15.04	1		12.59	1		20.01	3		30.67	7		107.81	22	1
8.72	1		9.75	1		14.26	2		21.11	5		69.08	14	
6.32			2.84			5.75	1		9.56	2		38.73	8	
620.79	32	1	1,105.67	74	2	178.26	16	1	1,450.98	152	4	2,077.06	251	8
15.63	3		45.88	6		45.79	7		185.90	30	1	243.49	53	1
605.16	29	1	1,059.79	67	2	132.47	9		1,265.08	122	3	1,833.57	198	7
20.12	2		44.06	6		29.98	5		59.26	11		28.93	6	
12.64	2		43.84	6		29.98	5		59.26	11		28.34	6	
7.48			0.22									0.59		
98.23	5		73.59	5		49.62	7		246.29	34	1	464.89	91	4
1.84	1		2.04			15.53	2		48.89	8		108.82	25	1
96.39	5		71.55	5		34.09	4		197.40	26	1	356.07	66	3
502.44	25	1	988.02	63	2	98.66	4		1,145.43	107	2	1,583.24	153	4
1.15	1			1		0.28			77.75	11		106.33	22	
501.29	24	1	988.02	62	2	98.38	4		1,067.68	96	2	1,476.91	132	4

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、統計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：流木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
面積	材積	成長量												
6,567.11	1,041	25	8,714.53	1,558	32	7,127.55	1,527	23	6,035.64	1,298	17	5,077.13	1,033	13
6,567.11	1,041	25	8,714.53	1,558	32	7,127.55	1,527	23	6,035.64	1,298	17	5,077.13	1,033	13
3,087.26	646	11	4,498.25	969	13	4,469.78	1,056	10	3,437.27	834	7	1,886.27	502	4
3,479.85	395	14	4,216.28	589	19	2,657.77	472	13	2,598.37	464	10	3,190.86	531	10
3,175.71	669	14	5,208.58	1,136	20	5,258.06	1,229	16	3,875.38	928	10	2,122.93	546	5
2,581.46	561	10	4,101.05	898	12	4,135.55	984	10	3,149.15	773	6	1,712.14	464	4
594.25	108	4	1,107.53	239	8	1,122.51	245	7	726.23	155	3	410.79	82	2
2,777.16	591	12	4,208.92	913	15	4,464.46	1,054	13	3,406.64	811	8	1,812.48	465	4
2,334.19	518	9	3,464.02	771	10	3,648.42	883	9	2,841.64	699	6	1,526.90	412	3
442.97	74	3	744.90	142	5	816.04	172	5	565.00	112	2	285.58	53	1
									(14.77)			(22.81)		
398.55	78	2	999.66	224	5	793.60	175	3	468.74	117	1	310.45	81	1
247.27	43	1	637.03	127	2	487.13	102	1	307.51	74	1	185.24	51	
151.28	35	1	362.63	97	3	306.47	73	2	161.23	43	1	125.21	30	1
3,391.40	371	11	3,505.95	422	12	1,869.49	298	7	2,160.26	370	7	2,954.20	488	8
505.80	85	1	397.20	72	1	334.23	71	1	288.12	61		174.13	39	
2,885.60	286	10	3,108.75	350	11	1,535.26	227	6	1,872.14	309	7	2,780.07	449	8
124.54	21		94.96	18		133.64	34	1	57.30	14		38.84	8	
108.94	19		85.14	16		98.33	24		37.55	9		28.70	6	
15.60	2		9.82	2		35.31	10		19.75	4		10.14	2	
870.53	143	4	1,032.17	188	5	744.88	159	4	656.50	143	3	341.00	72	1
171.47	35	1	221.97	46	1	222.24	45		227.17	47		109.85	23	
699.06	107	4	810.20	142	5	522.64	113	3	429.33	96	2	231.15	49	1
2,396.33	208	6	2,378.82	215	7	990.97	105	3	1,446.46	213	5	2,574.36	408	7
225.39	31		90.09	10		13.66	2		23.40	5		35.58	10	
2,170.94	177	6	2,288.73	205	6	977.31	103	3	1,423.06	208	5	2,538.78	398	7

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、統計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：流木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級		
面積	材積	成長量												
2,883.38	529	7	2,522.60	434	5	2,103.09	371	4	2,216.86	361	3	2,653.08	395	2
2,883.38	529	7	2,522.60	434	5	2,103.09	371	4	2,216.86	361	3	2,653.08	395	2
274.83	75		122.99	40		168.38	47		123.58	31		134.60	30	
2,608.55	454	7	2,399.61	394	5	1,934.71	324	3	2,093.28	330	3	2,518.48	364	2
181.63	49		85.30	25		100.38	33		73.32	18		42.22	14	
140.54	41		58.70	20		71.90	26		54.06	15		30.21	12	
41.09	8		26.60	5		28.48	6		19.26	3		12.01	2	
151.69	40		62.47	17		75.69	25		46.05	14		25.54	10	
122.44	35		45.84	15		57.70	21		36.55	12		20.54	9	
29.25	6		16.63	3		17.99	4		9.50	2		5.00	1	
(5.27)			(6.89)			(6.20)			(3.71)			(1.13)		
29.94	9		22.83	8		24.69	7		27.27	4		16.68	4	
18.10	6		12.86	6		14.20	5		17.51	3		9.67	3	
11.84	2		9.97	2		10.49	2		9.76	1		7.01	1	
2,701.75	480	7	2,437.30	409	5	2,002.71	338	3	2,143.54	343	3	2,610.86	380	2
134.29	34		64.29	20		96.48	20		69.52	16		104.39	19	
2,567.46	446	7	2,373.01	389	5	1,906.23	318	3	2,074.02	327	3	2,506.47	362	2
18.44	5								1.88			1.68		
13.70	4								0.65			0.50		
4.74	1								1.23			1.18		
143.47	25		76.48	14		166.67	32		79.85	14		120.29	23	
18.46	5		12.98	3		26.16	6		14.93	4		25.69	6	
125.01	21		63.50	11		140.51	26		64.92	10		94.60	17	
2,539.84	450	6	2,360.82	395	5	1,836.04	306	3	2,061.81	329	3	2,488.89	356	2
102.13	25		51.31	17		70.32	14		53.94	12		78.20	12	
2,437.71	425	6	2,309.51	378	5	1,765.72	292	3	2,007.87	317	3	2,410.69	344	2

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、統計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：流木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

20 齡級			21 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
5,006.40	707	4	114,921.97	14,218	
5,006.40	707	4	114,921.97	14,218	
257.24	48		16,403.56	2,343	
4,749.16	659	3	98,518.41	11,875	
22.26	6		124.73	21	
13.77	4		81.21	16	
8.49	2		43.52	5	
11.71	2		57.83	11	
7.56	1		45.00	9	
4.15	1		12.83	1	
(2.08)					
10.55	4		66.90	10	
6.21	3		36.21	7	
4.34	1		30.69	4	
4,984.14	701	4	114,797.24	14,197	
243.47	44		16,322.35	2,327	
4,740.67	657	3	98,474.89	11,870	
			4.08	1	
			3.59	1	
			0.49		
56.94	10		160.14	26	
13.49	3		55.86	12	
43.45	6		104.28	15	
4,927.20	691	4	114,633.02	14,169	
229.98	40		16,262.90	2,314	
4,697.22	651	3	98,370.12	11,855	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、統計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

制限林普通林森林資源表

森林計画区：033 会津

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

区分		立木地								無立木地等					計		
		人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の 土 地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	9,962.94	1,377.57	11,340.51	93.18	548.87	16,546.02	17,188.07	28,528.58							
		広	1,997.57	820.42	2,817.99	21.98	2,107.39	114,623.18	116,752.55	119,570.54							
		計	11,960.51	2,197.99	14,158.50	115.16	2,656.26	131,169.20	133,940.62	148,099.12	54.69			26,031.73	26,086.42	174,185.54	
	材積	針	2,311,448	291,680	2,603,128	17,762	118,092	2,359,849	2,495,703	5,098,831				14,530	14,530	5,113,361	
		広	353,485	195,563	549,048	2,632	327,107	13,919,598	14,249,337	14,798,385				22,796	22,796	14,821,181	
		計	2,664,933	487,243	3,152,176	20,394	445,199	16,279,447	16,745,040	19,897,216				37,326	37,326	19,934,542	
	成長量	針	34,923.7	3,179.8	38,103.5	272.9	1,307.7	1,340.8	2,921.4	41,024.9						41,024.9	
		広	10,445.3	5,528.9	15,974.2	83.5	8,429.6	39,757.3	48,270.4	64,244.6						64,244.6	
		計	45,369.0	8,708.7	54,077.7	356.4	9,737.3	41,098.1	51,191.8	105,269.5						105,269.5	
普通林	面積	針	9,292.41	765.96	10,058.37	458.58	748.52	876.39	2,083.49	12,141.86							
		広	1,564.63	438.77	2,003.40	100.42	2,057.73	13,126.89	15,285.04	17,288.44							
		計	10,857.04	1,204.73	12,061.77	559.00	2,806.25	14,003.28	17,368.53	29,430.30	108.56			1,227.01	1,335.57	30,765.87	
	材積	針	2,027,579	159,924	2,187,503	89,547	157,800	167,803	415,150	2,602,653				40	40	2,602,693	
		広	299,154	107,267	406,421	20,702	395,041	1,759,412	2,175,155	2,581,576				340	340	2,581,916	
		計	2,326,733	267,191	2,593,924	110,249	552,841	1,927,215	2,590,305	5,184,229				380	380	5,184,609	
	成長量	針	31,931.8	1,780.2	33,712.0	1,356.2	2,010.8	492.9	3,859.9	37,571.9						37,571.9	
		広	9,157.9	3,055.3	12,213.2	531.0	11,773.8	17,420.4	29,725.2	41,938.4						41,938.4	
		計	41,089.7	4,835.5	45,925.2	1,887.2	13,784.6	17,913.3	33,585.1	79,510.3						79,510.3	
計	面積	針	19,255.35	2,143.53	21,398.88	551.76	1,297.39	17,422.41	19,271.56	40,670.44							
		広	3,562.20	1,259.19	4,821.39	122.40	4,165.12	127,750.07	132,037.59	136,858.98							
		計	22,817.55	3,402.72	26,220.27	674.16	5,462.51	145,172.48	151,309.15	177,529.42	163.25			27,258.74	27,421.99	204,951.41	
	材積	針	4,339,027	451,604	4,790,631	107,309	275,892	2,527,652	2,910,853	7,701,484				14,570	14,570	7,716,054	
		広	652,639	302,830	955,469	23,334	722,148	15,679,010	16,424,492	17,379,961				23,136	23,136	17,403,097	
		計	4,991,666	754,434	5,746,100	130,643	998,040	18,206,662	19,335,345	25,081,445				37,706	37,706	25,119,151	
	成長量	針	66,855.5	4,960.0	71,815.5	1,629.1	3,318.5	1,833.7	6,781.3	78,596.8						78,596.8	
		広	19,603.2	8,584.2	28,187.4	614.5	20,203.4	57,177.7	77,995.6	106,183.0						106,183.0	
		計	86,458.7	13,544.2	100,002.9	2,243.6	23,521.9	59,011.4	84,776.9	184,779.8						184,779.8	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
会津若松市	面積	針	1,591.58	135.90	1,727.48	122.83	125.79	140.36	388.98		2,116.46							
		広	162.35	76.78	239.13	19.08	221.08	2,943.25	3,183.41		3,422.54							
		計	1,753.93	212.68	1,966.61	141.91	346.87	3,083.61	3,572.39		5,539.00	10.86			142.55	153.41	5,692.41	
	材積	針	364,526	33,157	397,683	24,673	26,508	32,308	83,489		481,172						481,172	
		広	36,912	15,618	52,530	3,963	39,133	412,232	455,328		507,858						507,858	
		計	401,438	48,775	450,213	28,636	65,641	444,540	538,817		989,030						989,030	
	成長量	針	6,415.4	406.1	6,821.5	356.3	268.9	132.4	757.6		7,579.1						7,579.1	
		広	1,058.6	406.9	1,465.5	90.8	911.7	3,593.1	4,595.6		6,061.1						6,061.1	
		計	7,474.0	813.0	8,287.0	447.1	1,180.6	3,725.5	5,353.2		13,640.2						13,640.2	
	喜多方市	面積	針	2,578.32	165.91	2,744.23	198.91	183.89	896.21	1,279.01		4,023.24						
			広	364.39	129.40	493.79	8.91	522.01	8,186.87	8,717.79		9,211.58						
			計	2,942.71	295.31	3,238.02	207.82	705.90	9,083.08	9,996.80		13,234.82	16.29			1,053.87	1,070.16	14,304.98
材積		針	568,986	42,941	611,927	32,671	42,981	154,828	230,480		842,407				20	20	842,427	
		広	74,285	29,698	103,983	1,572	90,605	1,064,983	1,157,160		1,261,143				818	818	1,261,961	
		計	643,271	72,639	715,910	34,243	133,586	1,219,811	1,387,640		2,103,550				838	838	2,104,388	
成長量		針	9,172.3	617.9	9,790.2	613.4	613.4	220.1	1,446.9		11,237.1						11,237.1	
		広	2,120.2	879.6	2,999.8	33.5	2,776.6	6,970.3	9,780.4		12,780.2						12,780.2	
		計	11,292.5	1,497.5	12,790.0	646.9	3,390.0	7,190.4	11,227.3		24,017.3						24,017.3	
下郷町		面積	針	1,452.24	177.43	1,629.67	42.57	252.63	73.28	368.48		1,998.15						
			広	242.10	108.69	350.79	1.51	436.38	3,074.80	3,512.69		3,863.48						
			計	1,694.34	286.12	1,980.46	44.08	689.01	3,148.08	3,881.17		5,861.63	0.59			307.47	308.06	6,169.69
	材積	針	373,781	46,186	419,967	7,382	48,641	10,121	66,144		486,111						486,111	
		広	51,051	28,214	79,265	449	94,801	387,394	482,644		561,909						561,909	
		計	424,832	74,400	499,232	7,831	143,442	397,515	548,788		1,048,020						1,048,020	
	成長量	針	6,254.2	488.5	6,742.7	118.9	437.4	0.1	556.4		7,299.1						7,299.1	
		広	1,532.6	695.0	2,227.6	9.6	2,417.2	2,251.6	4,678.4		6,906.0						6,906.0	
		計	7,786.8	1,183.5	8,970.3	128.5	2,854.6	2,251.7	5,234.8		14,205.1						14,205.1	
	檜枝岐村	面積	針	198.38	68.95	267.33		27.17	8,898.85	8,926.02		9,193.35						
			広	80.46	34.43	114.89		225.66	22,343.40	22,569.06		22,683.95						
			計	278.84	103.38	382.22		252.83	31,242.25	31,495.08		31,877.30				4,425.58	4,425.58	36,302.88
材積		針	46,996	12,459	59,455		5,508	1,297,696	1,303,204		1,362,659				500	500	1,363,159	
		広	15,244	10,722	25,966		22,971	3,052,887	3,075,858		3,101,824				1,000	1,000	3,102,824	
		計	62,240	23,181	85,421		28,479	4,350,583	4,379,062		4,464,483				1,500	1,500	4,465,983	
成長量		針	464.0	126.0	590.0		46.7	869.2	915.9		1,505.9						1,505.9	
		広	491.6	381.2	872.8		667.7	2,704.6	3,372.3		4,245.1						4,245.1	
		計	955.6	507.2	1,462.8		714.4	3,573.8	4,288.2		5,751.0						5,751.0	
只見町		面積	針	664.31	69.29	733.60		55.02	238.18	293.20		1,026.80						
			広	204.06	57.57	261.63		225.75	34,943.67	35,169.42		35,431.05						
			計	868.37	126.86	995.23		280.77	35,181.85	35,462.62		36,457.85	11.14			12,659.89	12,671.03	49,128.88
	材積	針	176,895	20,442	197,337		13,616	54,467	68,083		265,420				12,945	12,945	278,365	
		広	37,639	13,097	50,736		38,930	3,895,034	3,933,964		3,984,700				17,805	17,805	4,002,505	
		計	214,534	33,539	248,073		52,546	3,949,501	4,002,047		4,250,120				30,750	30,750	4,280,870	
	成長量	針	4,023.2	215.1	4,238.3		224.1	8.5	232.6		4,470.9						4,470.9	
		広	1,341.2	301.1	1,642.3		1,116.4	2,019.8	3,136.2		4,778.5						4,778.5	
		計	5,364.4	516.2	5,880.6		1,340.5	2,028.3	3,368.8		9,249.4						9,249.4	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみを林分については、本表の集計に含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
南会津町	面積	針	3,177.83	179.62	3,357.45		154.23	1,828.23	1,982.46		5,339.91						
		広	697.79	95.75	793.54		613.17	17,089.06	17,702.23		18,495.77						
		計	3,875.62	275.37	4,150.99		767.40	18,917.29	19,684.69		23,835.68	74.89			962.30	1,037.19	24,872.87
	材積	針	620.136	34.073	654.209		31.063	293.280	324.343		978.552				1,020	1,020	979.572
		広	129.891	21.898	151.789		94.967	2,100.495	2,195.462		2,347.251				1,886	1,886	2,349.137
		計	750.027	55.971	805.998		126.030	2,393.775	2,519.805		3,325.803				2,906	2,906	3,328.709
	成長量	針	8,587.8	379.4	8,967.2		286.3	218.4	504.7		9,471.9						9,471.9
		広	3,987.5	578.4	4,565.9		2,269.8	6,761.4	9,031.2		13,597.1						13,597.1
		計	12,575.3	957.8	13,533.1		2,556.1	6,979.8	9,535.9		23,069.0						23,069.0
北塩原村	面積	針	2,738.61	453.56	3,192.17	4.32	80.25	1,103.60	1,188.17		4,380.34						
		広	457.83	226.87	684.70	2.16	249.92	7,696.37	7,948.45		8,633.15						
		計	3,196.44	680.43	3,876.87	6.48	330.17	8,799.97	9,136.62		13,013.49	19.83			431.67	451.50	13,464.99
	材積	針	588.174	89.403	677.577	608	13,895	127,098	141,601		819,178						819,178
		広	89,078	67,358	156,436	32	49,577	1,049,357	1,098,966		1,255,402						1,255,402
		計	677,252	156,761	834,013	640	63,472	1,176,455	1,240,567		2,074,580						2,074,580
	成長量	針	7,934.0	846.5	8,780.5	21.9	146.9	10.9	179.7		8,960.2						8,960.2
		広	2,538.3	1,988.8	4,527.1	3.0	1,103.8	9,986.2	11,093.0		15,620.1						15,620.1
		計	10,472.3	2,835.3	13,307.6	24.9	1,250.7	9,997.1	11,272.7		24,580.3						24,580.3
西会津町	面積	針	76.92	28.66	105.58	0.36	166.81	175.02	342.19		447.77						
		広	28.98	18.41	47.39		730.22	3,528.08	4,258.30		4,305.69						
		計	105.90	47.07	152.97	0.36	897.03	3,703.10	4,600.49		4,753.46				354.26	354.26	5,107.72
	材積	針	16,976	6,012	22,988	86	42,177	30,947	73,210		96,198				15	15	96,213
		広	4,560	3,650	8,210		152,942	406,732	559,674		567,884				1,060	1,060	568,944
		計	21,536	9,662	31,198	86	195,119	437,679	632,884		664,082				1,075	1,075	665,157
	成長量	針	323.9	158.5	482.4	1.3	736.1	151.4	888.8		1,371.2						1,371.2
		広	139.5	141.8	281.3		5,172.0	3,266.9	8,438.9		8,720.2						8,720.2
		計	463.4	300.3	763.7	1.3	5,908.1	3,418.3	9,327.7		10,091.4						10,091.4
磐梯町	面積	針	128.02	4.32	132.34	3.84	0.18	2.45	6.47		138.81						
		広	8.51	2.87	11.38		0.96	216.45	217.41		228.79						
		計	136.53	7.19	143.72	3.84	1.14	218.90	223.88		367.60				60.31	60.31	427.91
	材積	針	29,486	1,334	30,820	656	42	813	1,511		32,331						32,331
		広	1,326	892	2,218		163	15,490	15,653		17,871						17,871
		計	30,812	2,226	33,038	656	205	16,303	17,164		50,202						50,202
	成長量	針	551.8	21.5	573.3	16.0	0.5	2.7	19.2		592.5						592.5
		広	49.7	29.0	78.7		3.2	139.6	142.8		221.5						221.5
		計	601.5	50.5	652.0	16.0	3.7	142.3	162.0		814.0						814.0
猪苗代町	面積	針	2,002.90	386.00	2,388.90	6.05	81.11	3,405.57	3,492.73		5,881.63						
		広	239.48	194.08	433.56		353.23	4,268.44	4,621.67		5,055.23						
		計	2,242.38	580.08	2,822.46	6.05	434.34	7,674.01	8,114.40		10,936.86	19.80			395.01	414.81	11,351.67
	材積	針	418,039	67,842	485,881	747	15,905	420,802	437,454		923,335						923,335
		広	40,874	40,986	81,860		47,628	436,052	483,680		565,540						565,540
		計	458,913	108,828	567,741	747	63,533	856,854	921,134		1,488,875						1,488,875
	成長量	針	4,656.1	604.6	5,260.7	14.2	123.3	46.5	184.0		5,444.7						5,444.7
		広	1,144.0	1,162.5	2,306.5		1,254.8	3,649.8	4,904.6		7,211.1						7,211.1
		計	5,800.1	1,767.1	7,567.2	14.2	1,378.1	3,696.3	5,088.6		12,655.8						12,655.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計に含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計	計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土 地			計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
会津坂下町	面積	針	163.38	0.06	163.44	93.06	14.56	16.77	124.39	287.83							
		広	23.44	0.06	23.50	65.41	46.25	136.05	247.71	271.21							
		計	186.82	0.12	186.94	158.47	60.81	152.82	372.10	559.04				9.91	9.91	568.95	
	材積	針	38,360	7	38,367	20,782	2,480	3,403	26,665	65,032							65,032
		広	4,174	7	4,181	14,049	7,366	16,667	38,082	42,263							42,263
		計	42,534	14	42,548	34,831	9,846	20,070	64,747	107,295							107,295
	成長量	針	590.9		590.9	211.9	29.0	23.3	264.2	855.1							855.1
		広	111.0	0.1	111.1	384.8	218.9	265.7	869.4	980.5							980.5
		計	701.9	0.1	702.0	596.7	247.9	289.0	1,133.6	1,835.6							1,835.6
柳津町	面積	針	622.21	16.58	638.79	42.34	14.20	42.14	98.68	737.47							
		広	74.49	8.07	82.56	9.94	24.18	2,627.02	2,661.14	2,743.70							
		計	696.70	24.65	721.35	52.28	38.38	2,669.16	2,759.82	3,481.17	1.46			70.78	72.24	3,553.41	
	材積	針	147,084	3,878	150,962	10,313	2,976	11,502	24,791	175,753							175,753
		広	15,738	2,269	18,007	1,120	4,965	336,365	342,450	360,457							360,457
		計	162,822	6,147	168,969	11,433	7,941	347,867	367,241	536,210							536,210
	成長量	針	2,814.4	46.1	2,860.5	166.7	37.2	40.7	244.6	3,105.1							3,105.1
		広	494.9	66.3	561.2	29.4	132.0	3,554.0	3,715.4	4,276.6							4,276.6
		計	3,309.3	112.4	3,421.7	196.1	169.2	3,594.7	3,960.0	7,381.7							7,381.7
三島町	面積	針	151.09	1.77	152.86			2.57	19.25	21.82							
		広	7.05	0.90	7.95			5.99	1,154.54	1,160.53							
		計	158.14	2.67	160.81			8.56	1,173.79	1,182.35				125.27	125.27	1,468.43	
	材積	針	34,714	397	35,111			336	2,517	2,853							37,964
		広	1,630	314	1,944			785	147,353	148,138							150,082
		計	36,344	711	37,055			1,121	149,870	150,991							188,046
	成長量	針	619.1	3.6	622.7			0.8	5.8	6.6							629.3
		広	41.9	7.6	49.5			3.9	904.9	908.8							958.3
		計	661.0	11.2	672.2			4.7	910.7	915.4							1,587.6
金山町	面積	針	370.60	132.72	503.32			22.99	241.34	264.33							
		広	60.16	87.91	148.07	0.73		67.69	10,081.29	10,149.71							
		計	430.76	220.63	651.39	0.73		90.68	10,322.63	10,414.04				5,797.44	5,797.44	16,862.87	
	材積	針	99,715	28,219	127,934			6,493	41,650	48,143							176,077
		広	13,243	17,267	30,510	5		11,224	1,158,124	1,169,353				150	150	1,200,013	
		計	112,958	45,486	158,444	5		17,717	1,199,774	1,217,496				150	150	1,376,090	
	成長量	針	1,548.8	439.0	1,987.8			95.6	23.7	119.3							2,107.1
		広	357.1	521.2	878.3	0.5		391.7	2,103.3	2,495.5							3,373.8
		計	1,905.9	960.2	2,866.1	0.5		487.3	2,127.0	2,614.8							5,480.9
昭和村	面積	針	2,988.41	315.17	3,303.58	27.31		95.00	321.63	443.94							
		広	859.51	214.40	1,073.91	11.20		361.14	8,872.40	9,244.74							
		計	3,847.92	529.57	4,377.49	38.51		456.14	9,194.03	9,688.68				436.31	444.70	14,510.87	
	材積	針	720,040	63,489	783,529	6,445		17,828	40,458	64,731							848,260
		広	124,387	50,130	174,517	1,123		50,558	1,113,603	1,165,284				70	70	848,330	
		計	844,427	113,619	958,046	7,568		68,386	1,154,061	1,230,015				417	417	1,340,218	
	成長量	針	11,457.9	563.5	12,021.4	80.6		215.1	67.9	363.6							12,385.0
		広	3,866.9	1,400.6	5,267.5	37.9		1,418.5	7,982.5	9,438.9							14,706.4
		計	15,324.8	1,964.1	17,288.9	118.5		1,633.6	8,050.4	9,802.5							27,091.4

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計に含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
会津美里町	面積	針	350.55	7.59	358.14	10.17	20.99	19.53	50.69		408.83							
		広	51.60	3.00	54.60	3.46	81.49	588.38	673.33		727.93							
		計	402.15	10.59	412.74	13.63	102.48	607.91	724.02		1,136.76				26.12	26.12	1,162.88	
	材積	針	95,119	1,765	96,884	2,946	5,443	5,762	14,151		111,035							111,035
		広	12,607	710	13,317	1,021	15,533	86,242	102,796		116,113							116,113
		計	107,726	2,475	110,201	3,967	20,976	92,004	116,947		227,148							227,148
	成長量	針	1,441.7	43.7	1,485.4	27.9	57.2	12.1	97.2		1,582.6							1,582.6
		広	328.2	24.1	352.3	25.0	345.2	1,024.0	1,394.2		1,746.5							1,746.5
		計	1,769.9	67.8	1,837.7	52.9	402.4	1,036.1	1,491.4		3,329.1							3,329.1
森林計画計	面積	針	19,255.35	2,143.53	21,398.88	551.76	1,297.39	17,422.41	19,271.56		40,670.44							
		広	3,562.20	1,259.19	4,821.39	122.40	4,165.12	127,750.07	132,037.59		136,858.98							
		計	22,817.55	3,402.72	26,220.27	674.16	5,462.51	145,172.48	151,309.15		177,529.42	163.25			27,258.74	27,421.99	204,951.41	
	材積	針	4,339,027	451,604	4,790,631	107,309	275,892	2,527,652	2,910,853		7,701,484				14,570	14,570	7,716,054	
		広	652,639	302,830	955,469	23,334	722,148	15,679,010	16,424,492		17,379,961				23,136	23,136	17,403,097	
		計	4,991,666	754,434	5,746,100	130,643	998,040	18,206,662	19,335,345		25,081,445				37,706	37,706	25,119,151	
	成長量	針	66,855.5	4,960.0	71,815.5	1,629.1	3,318.5	1,833.7	6,781.3		78,596.8							78,596.8
		広	19,603.2	8,584.2	28,187.4	614.5	20,203.4	57,177.7	77,995.6		106,183.0							106,183.0
		計	86,458.7	13,544.2	100,002.9	2,243.6	23,521.9	59,011.4	84,776.9		184,779.8							184,779.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計に含まれていない。
 2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村											
	会津若松市		喜多方市		下郷町		檜枝岐村		只見町		南会津町	
保安林	水源かん養保安林	3,718.47		6,635.13		1,055.84		34,352.07		23,132.66		14,426.97
	土砂流出防備保安林	170.59		1,103.53		1,388.81		1,792.04		24,247.08		5,177.93
	土砂崩壊防備保安林			48.14								
	飛砂防備保安林											
	防風保安林	0.76										
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林	21.57		71.80								52.55
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林	10.99		65.78				8.00				
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
保健保安林			(250.05)									
風致保安林	81.68											
計	4,004.06		(250.05)	7,924.38		2,444.65		36,152.11		47,379.74		19,657.45
保安施設地区												
砂防指定地	(3.09)	1.56	(3.77)	0.75	(320.53)	0.46	(28.71)	0.51	(5.36)	3.42	(30.14)	8.80
特別保護地区			(45.43)	0.06			(2,704.72)	0.24			(8.56)	
国立公園							(3,702.32)	14.00			(223.43)	
第一種特別地域							(9,116.42)	56.54			(814.89)	2.79
第二種特別地域	2.48	(1,242.35)		28.78								
第三種特別地域	118.18	(330.14)		1,586.69	(373.78)							
地種区分未定地域												
計	120.66	(1,617.92)		1,615.53	(373.78)		(15,523.46)	70.78			(1,046.88)	2.79
国定公園									(11,009.72)		1.38	
特別保護地区									(10,494.60)		44.79	
第一種特別地域									(8,910.35)		3.17	
第二種特別地域									(541.87)		22.27	
第三種特別地域									(137.59)		0.13	
地種区分未定地域												
計							(8,910.35)	3.17	(22,183.78)		68.57	
都道府県立自然公園												
第一種特別地域												
第二種特別地域	(42.51)				(178.39)							
第三種特別地域	(74.52)				(129.59)	0.10						
地種区分未定地域												
計	(117.03)				(307.98)	0.10						
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区	(115.47)		(35.70)								(77.70)	72.32
鳥獣保護区特別保護地区	(51.31)	1.36					(2,265.87)		(6,090.23)			
緑地保全地区												
風致地区	(79.28)	32.98										
特別母樹林				36.00								
史跡名勝天然記念物			(0.03)				(2,072.65)					
種の保存法による管理地区												
その他												
合計	(366.18)	4,160.62	(1,907.47)	9,576.66	(1,002.29)	2,445.21	(28,801.04)	36,226.57	(28,279.37)	47,451.73	(1,154.72)	19,741.36

単位 面積：ha

区分	市町村										
	北塩原村	西会津町	磐梯町	猪苗代町	会津坂下町	柳津町					
保安林	水源かん養保安林	8,871.40	1,731.59	115.27	5,871.93	49.01					
	土砂流出防備保安林		491.67	221.94	332.19					20.98	
	土砂崩壊防備保安林									39.77	
	飛砂防備保安林										
	防風保安林										
	水害防備保安林										
	潮害防備保安林										
	干害防備保安林									39.92	
	防雪保安林										
	防霧保安林										
	なだれ防止保安林		21.07						(39.77)	4.05	
	落石防止保安林										
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
保健保安林	(230.63)	247.69									
風致保安林									10.00		
計	(230.63)	9,119.09	2,244.33	337.21	6,204.12	49.01		(39.77)	114.72		
保安施設地区											
砂防指定地	(7.69)	8.37	(0.31)	2.93			(3.65)	2.38	(0.68)	8.81	
特別保護地区	(161.96)				(221.94)	1.97	(574.47)	33.53			
国立公園	(681.39)	30.53					(2,044.08)				
第一種特別地域	(1,524.87)	334.58	(335.04)				(1,412.87)	67.70			
第二種特別地域	(5,228.79)	1,931.23	(331.29)	2.26			(943.97)	1,536.59			
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計	(7,597.01)	2,296.34	(666.33)	2.26	(221.94)	1.97	(4,975.39)	1,637.82			
国定公園											
特別保護地区											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
都道府県立自然公園											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
原生自然環境保全地域											
自然環境保全地域特別地区											
都道府県自然環境保全地域特別地区									(10.00)		
鳥獣保護区特別保護地区	(1,915.59)	21.61					(487.67)				
緑地保全地区											
風致地区											
特別母樹林											
史跡名勝天然記念物	(175.74)						(52.25)				
種の保存法による管理地区											
その他											
合計	(9,926.66)	11,445.41	(666.64)	2,249.52	(221.94)	339.18	(5,518.96)	7,844.32	49.01	(50.45)	123.53

単位 面積：ha

区分	市町村					合計			
	三島町	金山町	昭和村	会津美里町					
保安林	水源かん養保安林	445.65	7,684.54	11,879.68	810.22	120,780.43			
	土砂流出防備保安林	338.97	8,569.42	2,130.13	79.58	46,064.86			
	土砂崩壊防備保安林	39.61	42.69		2.64	172.85			
	飛砂防備保安林								
	防風保安林					0.76			
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林								
	干害防備保安林		7.26	82.61	38.21	313.92			
	防雪保安林								
	防霧保安林								
	なだれ防止保安林	9.41	161.42		(2.64)	(42.41)			
	落石防止保安林								
	防火保安林								
	魚つき保安林								
航行目標保安林									
保健保安林		113.94			(480.68)				
風致保安林			85.17		176.85				
計	833.64	16,579.27	14,177.59	(2.64)	930.65	(523.09)	168,152.02		
保安施設地区									
砂防指定地		(2.11)	0.23	6.16	(0.82)	(406.86)	44.38		
国立公園	特別保護地区					(3,717.08)	35.80		
	第一種特別地域					(6,651.22)	44.53		
	第二種特別地域					(14,446.44)	492.87		
	第三種特別地域					(7,207.97)	5,174.95		
	地種区分未定地域								
	計					(32,022.71)	5,748.15		
国定公園	特別保護地区					(11,009.72)	1.38		
	第一種特別地域	(69.45)	0.07			(10,564.05)	44.86		
	第二種特別地域					(9,452.22)	25.44		
	第三種特別地域	(44.49)	0.70			(182.08)	0.83		
	地種区分未定地域								
	計	(113.94)	0.77			(31,208.07)	72.51		
都道府県立自然公園	第一種特別地域								
	第二種特別地域					(220.90)			
	第三種特別地域					(204.11)	0.10		
	地種区分未定地域								
	計					(425.01)	0.10		
原生自然環境保全地域									
自然環境保全地域特別地区									
都道府県自然環境保全地域特別地区	(469.77)		(4.52)	(15.99)		(729.15)	72.32		
鳥獣保護区特別保護地区	(30.33)					(10,841.00)	22.97		
緑地保全地区									
風致地区						(79.28)	32.98		
特別母樹林							36.00		
史跡名勝天然記念物			(61.66)	0.11	4.00	(2,362.33)	4.11		
種の保存法による管理地区									
その他									
合計	833.64	(616.15)	16,580.27	(66.18)	14,183.86	(19.45)	934.65	(78,597.50)	174,185.54

(5) 樹材種別材積表

単位 材積：千m³

林種	樹種	総数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ類	その他 針葉樹
総数		25,081	7,701	2,443	20	863	2,003	6	2,366
人工林		5,746	4,791	2,312	12	565	1,897	1	3
天然林		19,335	2,911	131	8	298	106	5	2,363

林種	樹種	広葉樹計	ブナ	ナラ類	ケヤキ	カンバ類	クリ	トチノキ	その他 広葉樹
総数		17,380	8,698	1,376	4	48	37	10	7,207
人工林		955	2	1	1	0	0	0	951
天然林		16,424	8,696	1,375	3	48	37	10	6,256

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類	荒廃地	荒廃危険地
総数	717.78	3.84
市 町 村 別 内 訳	会津若松市	4.60
	喜多方市	27.07
	下郷町	3.69
	檜枝岐村	154.83
	只見町	172.50
	南会津町	55.86
	北塩原村	14.18
	西会津町	3.33
	磐梯町	—
	猪苗代町	233.52
	会津坂下町	0.20
	湯川村	—
	柳津町	1.47
	三島町	1.87
	金山町	26.45
昭和村	17.39	
会津美里町	0.82	

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
年 度															
総 数	5	0	0	66	36	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総 数		6組合	14,425	60	522,877	148,753	
森 林 組 合	喜多方市	会津北部	1,930	6	100,534	15,444	
	北塩原村						
	西会津町	西会津町	1,443	9	46,703	11,353	
	会津若松市	会津若松地方	6,154	30	139,070	55,490	
	湯川村						
	磐梯町						
	猪苗代町						
	会津坂下町						
	柳津町						
	三島町						
	金山町						
	昭和村						
	会津美里町						
	下郷町	下郷町	1,026	3	32,104	5,750	
只見町	只見町	857	4	45,300	17,996		
南会津町	南会津町	3,015	8	159,166	42,720		
総 数		14生産組合	727	0	214,700	3,201	
生 産 森 林 組 合	喜多方市	入田付	173	0	2,016	31	
		中 沢	69	0	22,770	167	
		二ノ倉	49	0	22,102	134	
	西会津町	平 明	17	0	3,460	21	
		黒 沢	48	0	71,217	1,106	
	金山町	小栗山	41	0	14,376	248	
		坂 下	30	0	1,901	290	
		玉 梨	55	0	42,546	244	
		大 志	31	0	7,994	210	
		滝 沢	48	0	7,464	162	

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生産森林組合	下郷町	大松川	34	0	3,300	107	
	南会津町	白沢	35	0	7,110	52	
		界	69	0	3,900	321	
		東	28	0	4,544	108	

(注) 「令和元年度森林組合一斉調査」(福島県林業振興課資料)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	造林業	素材産業	木材卸売業 (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業		その他	
				製造業	その他		
総数	34	52	14(2)	41	5	5	
市町村別 内訳	会津若松市	4	8	4(1)	13	—	2
	喜多方市	3	7	2	2	—	1
	下郷町	1	4	—	1	—	—
	檜枝岐村	—	—	—	—	—	—
	只見町	2	1	—	2	—	—
	南会津町	10	13	4(1)	6	3	1
	北塩原村	—	—	—	1	—	—
	西会津町	1	1	—	1	—	—
	磐梯町	—	1	—	1	—	1
	猪苗代町	3	5	1	4	—	—
	会津坂下町	1	1	1	2	2	—
	湯川村	—	—	—	—	—	—
	柳津町	2	1	1	2	—	—
	三島町	—	2	—	1	—	—
	金山町	1	2	—	1	—	—
昭和村	1	1	—	1	—	—	
会津美里町	5	5	1	3	—	—	

(注) 1. 造林業：2015年世界農林業センサスによる。

2. 木材卸売業のうち素材市売市場：「令和元年度福島県木材需給と木材工業の現況」(福島県林業振興課資料)による。

3. 素材生産業ほか：「福島県木材業者等登録名簿」(令和3年7月末・福島県林業振興課資料)による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	657	412	617	552

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
23	9	38	1	17	8

フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ
11	—	3	—

(注) 「令和元年度実績」(福島県林業振興課資料)による。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は 511kmで林道密度は2.5m/haとなっている。

なお、当計画においては、6.7kmの林業専用道開設及び2.5kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	496	281	215	298	135	163	60	48	76
針 葉 樹	467	261	205	277	122	155	59	47	76
広 葉 樹	29	20	9	21	14	7	72	70	78

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
3,438	1,647	48

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
490	206	42	345	159	46	145	47	32

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	37	2	5	37	8	22
うち林業専用道	37	2	5	3	—	0

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	4,434.24	—	—	—	0.71	—
水 源 かん 養 保 安 林	4,147.21	—	—	—	0.02	—
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.85	—	—	—	—	—
落 石 防 止 保 安 林	32.74	—	—	—	—	—
保 健 保 安 林	216.44	—	—	—	0.69	—

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	188	17	9
地すべり事業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地 及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	2.65	1.44	4.09

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	12.11	12.11

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	525	427	560	519	467	395	332	295
		針葉樹	484	398	531	492	442	371	310	274
		広葉樹	42	29	29	27	26	24	22	21
	主伐	総数	326	185	161	151	151	151	151	151
		針葉樹	290	162	143	134	134	134	134	134
		広葉樹	36	22	18	17	17	17	17	17
	間伐	総数	199	243	399	368	316	244	181	144
		針葉樹	194	236	388	358	307	237	175	140
		広葉樹	6	7	11	11	9	7	5	4
造林面積	総数	667	1,054	722	602	593	587	584	581	
	人工造林	479	740	688	577	568	563	559	557	
	天然更新	188	314	34	25	25	25	25	24	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m³

区	分	面									材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15齡級 以上		
第Ⅰ 分期	総数	177,251	293	346	2,125	4,087	11,415	15,755	10,937	132,291	25,081	
	人工林	総数	25,976	247	76	398	2,458	5,947	10,380	5,845	626	5,746
		育成単層林	22,608	204	71	371	2,407	5,441	8,616	5,070	429	4,992
		育成複層林	3,368	42	4	28	51	506	1,764	775	197	754
	天然林	総数	151,275	47	271	1,726	1,629	5,468	5,375	5,092	131,666	19,335
		育成単層林	674	6	10	64	89	153	229	96	26	131
		育成複層林	5,429	14	67	172	296	1,335	1,777	975	792	998
天然生林		145,172	26	194	1,490	1,244	3,980	3,370	4,021	130,848	18,207	
第Ⅲ 分期	総数	176,638	1,549	293	346	2,125	4,085	11,113	14,861	142,266	26,002	
	人工林	総数	25,175	1,400	247	76	398	2,455	5,647	9,506	5,446	5,816
		育成単層林	21,603	822	204	71	371	2,405	5,191	7,890	4,648	4,991
		育成複層林	3,572	578	42	4	28	50	455	1,616	798	825
	天然林	総数	151,463	149	47	271	1,726	1,629	5,467	5,355	136,820	20,186
		育成単層林	718	44	6	10	64	89	153	229	122	96
		育成複層林	5,572	105	14	67	172	296	1,334	1,756	1,829	743
天然生林		145,172	0	26	194	1,490	1,244	3,980	3,370	134,868	19,347	
第Ⅴ 分期	総数	176,717	1,324	1,549	293	346	2,117	3,958	10,822	156,307	26,594	
	人工林	総数	25,209	1,264	1,400	247	76	391	2,329	5,356	14,146	5,864
		育成単層林	21,579	997	822	204	71	365	2,300	4,950	11,869	5,020
		育成複層林	3,630	267	578	42	4	26	29	406	2,277	844
	天然林	総数	151,508	60	149	47	271	1,726	1,629	5,466	142,161	20,730
		育成単層林	727	9	44	6	10	64	89	153	351	99
		育成複層林	5,597	39	105	14	67	172	296	1,333	3,572	766
天然生林		145,184	12	0	26	194	1,490	1,244	3,980	138,238	19,865	
第Ⅶ 分期	総数	176,721	1,180	1,324	1,549	293	346	2,097	3,836	166,096	27,010	
	人工林	総数	25,178	1,130	1,264	1,400	247	75	370	2,207	18,484	5,855
		育成単層林	21,506	891	997	822	204	70	348	2,199	15,974	5,001
		育成複層林	3,672	239	267	578	42	4	23	8	2,509	854
	天然林	総数	151,543	50	60	149	47	271	1,726	1,629	147,612	21,155
		育成単層林	741	15	9	44	6	10	64	89	504	104
		育成複層林	5,617	35	39	105	14	67	172	296	4,890	784
天然生林		145,184	0	12	0	26	194	1,490	1,244	142,218	20,267	
第Ⅸ 分期	総数	176,723	1,165	1,180	1,324	1,549	291	342	2,076	168,796	27,316	
	人工林	総数	25,146	1,116	1,130	1,264	1,400	244	71	350	19,569	5,856
		育成単層林	21,433	880	891	997	822	202	67	331	17,242	4,991
		育成複層林	3,713	236	239	267	578	42	4	19	2,327	865
	天然林	総数	151,578	49	50	60	149	47	271	1,726	149,227	21,460
		育成単層林	756	14	15	9	44	6	10	64	594	107
		育成複層林	5,638	35	35	39	105	14	67	171	5,172	798
天然生林		145,184	0	0	12	0	26	194	1,490	143,462	20,555	

(注) 1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級、以下順次3、4 齡級とする。

7 主伐(皆伐) 上限量の目安(年間)

86 千m³